

別添

規約型確定給付企業年金規約例

平成 1 9 年 7 月 1 2 日

厚生労働省年金局

企業年金国民年金基金課

目 次

第1章 総則（第1条・第2条）	1
第2章 加入者（第3条～第6条）	3
第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与（第7条～第9条）	19
第4章 給付（第10条～第38条）	24
第1節 通則（第10条～第20条）	24
第2節 老齢給付金（第21条～第25条）	38
第3節 脱退一時金（第26条～第30条）	48
第4節 障害給付金（第31条・第32条）	57
第5節 遺族給付金（第33条～第38条）	59
第5章 掛金（第39条～第47条）	65
第6章 積立金の積立て（第48条～第50条）	76
第7章 積立金の運用（第51条～第59条）	83
第8章 年金通算（第60条～第80条）	94
第1節 脱退一時金相当額の移換（第60条～第65条）	94
第2節 脱退一時金相当額等の受換（第66条～第76条）	101
第3節 給付の支給に関する権利義務の移転（第77条・第78条）	113
第4節 給付の支給に関する権利義務の承継（第79条・第80条）	115
第9章 終了及び清算（第81条～第86条）	117
第10章 雑則（第87条～第95条）	124
附 則	134

凡 例

第 1 略語

法	確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）
令	確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）
規則	確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）
厚年法	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
基金令	厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）
基金規則	厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）
法令解釈通知	確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）
承認・認可基準	確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号） （別紙1）確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準
年金通算措置事務取扱準則	企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について（平成17年7月5日年企発第0705001号）

第 2 記号

〔 〕	例文のうち、規約に定めることに任意性がある規定を示すもの。例えば、条を設けることに任意性があれば、条番号を〔 〕で囲い、項を設けることに任意性があれば、項全体を〔 〕で囲い、例文中の一部の規定に任意性があれば、当該規定を〔 〕で囲うなどしている。
{ }	例文のうち、可変的な語句を示すもの。規定の一部が可変的である例文であって、代替例を示すほどの必要性がないと認められるものに用いており、例えば、例文中に「・・・{〇〇；△△}・・・」とあれば、「〇〇」か「△△」のいずれかを選択すればよいことを意味している。なお、この記号は、法令上、可変的であることが明白な語句については、用いていない。
《 》	参照すべき他の条項の例文を示すもの。
（略）	代替例の例文について、冒頭で示した例文と同じ規定であることを示すもの。また、冒頭で示した例文との差異が軽微である場合には、当該差異を明示した上で、（以下略）としている。

第3 構成

(条見出し)

第〇条 ……典型的な例文を示している。…

(趣旨)

- ……当該条項をなぜ規約に定めるのかを端的に示している。…

(留意事項)

- ……当該条項に関し、法令の解釈適用上、留意すべき事項（規約案の審査における着眼点）を、その根拠となる法令の規定や解釈基準を明らかにしつつ、示している。…

(代替例) ……する場合

第〇条 ……当該条項に、冒頭で示す例文以外の規定を定めることが想定される場合には、そのうち主な例文を示している。…

- (注) ……代替例に関し、法令の解釈適用上、留意すべき事項（規約案の審査における着眼点）を、その根拠となる法令の規定や解釈基準を明らかにしつつ、示している。…

〇〇会社〔規約型〕確定給付企業年金規約

第1章 総則

（目的）

第1条 この確定給付企業年金（以下「本制度」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本制度の加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の老齢、脱退〔、障害又は死亡〕についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者等〔及びその遺族〕の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（趣旨）

- 法第1条に規定する法の目的に則った制度であることを明確化するために規約の冒頭に定めるもの。

（留意事項）

- 障害給付金及び遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。

(事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地)

第2条 本制度を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主(以下「事業主」という。)の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	住 所
〇〇会社	●●県●●市●●

2 実施事業所の名称及び所在地は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
〇〇会社	●●県●●市●●
〇〇会社△△工場	▲▲県▲▲市▲▲

(趣旨)

- 法第4条第1号及び第2号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 事業主の名称及び住所は、事業主が個人である場合には住民票に記載されている名称及び住所を、事業主が法人である場合には法人登記簿に記載されている名称及び住所を正確に記載すること。
- 実施事業所の名称及び所在地は、厚生年金適用事業所としての名称及び所在地を記載すること。なお、実施事業所の所在地は、当該所在地を管轄する社会保険事務所を特定できる範囲まで記載すれば足り、それ以下の記載は任意であること。
- 事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を記載するに当たっては、別表を用いて差し支えないこと。

第2章 加入者

(加入者)

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）とする。

(趣旨)

- 法第25条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 法第25条第2項の規定に基づき被用者年金被保険者等が加入者となることについて「一定の資格」を定める場合には、法第4条第4号の規定により、当該資格に関する事項を規約に定める必要があること。また、当該資格は、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと（令第4条第1号）。なお、「一定の資格」の解釈については、法令解釈通知第1の1に定める基準によること。《代替例1～11参照》
- 労働協約又は就業規則その他これらに準ずるもの（労働協約等）における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど、加入者の資格を区分することに合理的な理由がある場合には、区分ごとに給付の額を差別化するなどの目的で、加入者の資格を区分すること（いわゆる「グループ区分」を設けること）ができること（承認・認可基準3-1(1)）。ただし、加入者の資格を区分する取扱いは、それぞれの加入者に適用される労働協約等が異なる場合には異なる確定給付企業年金を実施することを前提としている法令体系（規則第1条第1号）の下で、解釈上認められている便宜的な取扱いであることを踏まえ、加入者の属する区分が変更し得るときは、加入者等の受給権保護を図る観点から、下記の措置を規約の本則に定めること。《代替例12参照》
 - ① 区分ごとに、支給要件を差別化している場合には、いかなる場合にも、加入者の資格を取得したときの区分における支給要件を適用すること（それぞれの区分の加入者について異なる確定給付企業年金を実施していたとすれば、加入者である間に支給要件が変更されることは、規約変更の場合を除いてあり得ないため。）。
 - ② 区分ごとに、給付の額の算定方法を差別化している場合（給付の額に格差を設けている場合を含む。）には、下表のとおり、新たな区分に属することとなった日の前日に加入者の資格を喪失したとすれば得られた給付の額を保証すること（それぞれの区分の加入者について異なる確定給付企業年金を実施していたとすれば区分の変更前に加入していた制度から得られたはずの給付の額よりも、実際に規約に基づき支給される給付の額の方が低くなることのないようにすることで、加入者の資格を区分する取扱いを利用した事実上の給付減額を防ぐため。）。なお、退職事由に応じて給付の額を差別化している場合には、いかなる事由により加入者の資格を喪失した場合の給付の額を保証するのかを明確に定めること。

[表：加入者の資格の区分の変更があった場合の給付の額の保証のあり方について]

給付の種類	年金給付	一時金給付
区分変更時の状況		
加入者である老齢給付金の受給権者であって、支給が開始されていないもの又は支給を繰り下げているもの	新たな区分に属することとなった日の前日に加入者の資格を喪失し、かつ、実際に支給が開始される月の前月まで（引き続き）老齢給付金の支給を繰り下げたとすれば得られた年金給付の額の現価と規約に基づく年金給付の額との現価を比較し（同一の基礎率により現価を計算して比較する。）、いずれか高い方の年金給付を支給する。	—
老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たしている者	新たな区分に属することとなった日の前日に加入者の資格を喪失したとすれば得られた年金給付の額（変更「前」の区分において、いわゆる「据置利率」による利子を加算している場合にはその額を含む。）の現価と規約に基づく年金給付の額との現価を比較し（同一の基礎率により現価を計算して比較する。）、いずれか高い方の年金給付を支給する。	新たな区分に属することとなった日の前日に加入者の資格を喪失したとすれば得られた一時金給付の額（変更「前」の区分において、いわゆる「据置利率」による利子を加算している場合にはその額を含む。）を保証する。 ※ 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金を支給する場合に限る。
上記以外の者	新たな区分に属することとなった日の前日に加入者の資格を喪失したとすれば得られた脱退一時金の額（変更「前」の区分において、いわゆる「据置利率」による利子を加算している場合にはその額を含む。）を原資として、変更「後」の区分におけるいわゆる「給付利率」を用いて算定した年金給付の額を保証する。	新たな区分に属することとなった日の前日に加入者の資格を喪失したとすれば得られた一時金給付の額（変更「前」の区分において、いわゆる「据置利率」による利子を加算している場合にはその額を含む。）を保証する。

（代替例1）一定の職種に属する被用者年金被保険者等のみを加入者とする場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、〇〇会社就業規則（平成△年△月△日現在において効力を有する〇〇会社就業規則をいう。以下同じ。）第□条に規定する社員（以下「社員」という。）とする。

（注）給与及び退職金等の労働条件が、職種ごとに別の労働協約等で規定されている場合には、そのうち一定の職種に属する被用者年金被保険者等のみを加入者とすることができること（法令解釈通知第1の1(1)①）。《第4条代替例1、第5条代替例1参照》

**（代替例2）一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とする場合①
（全員に同一期間の勤続を求める場合）**

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して5年を経過した者とする。

（注）労働協約等に定める見習い期間中又は試用期間中であること、厚生年金基金又は適格退職年金においていわゆる「加入待期間」を設けていたこと（厚生年金基金又は適格退職年金から確定給付企業年金に移行する場合（法第111条又は法附則第25条若しくは法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条）に限る。）等の合理的な理由がある場合には、一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とすることができること。なお、5年以上の勤続期間を有する被用者

年金被保険者等は、加入者とする必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第4条代替例2参照》

**（代替例3）一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とする場合②
（全員に同一期日の到来を求める場合）**

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して4年を経過した日以後最初に到来する〇月〇日までの期間勤続した者とする。

（注）労働協約等に定める見習い期間中又は試用期間中であること、厚生年金基金又は適格退職年金においていわゆる「加入待期期間」を設けていたこと（厚生年金基金又は適格退職年金から確定給付企業年金に移行する場合（法第111条又は法附則第25条若しくは法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条）に限る。）等の合理的な理由がある場合には、一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とすることができること。なお、5年以上の勤続期間を有する被用者年金被保険者等は、加入者とする必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第4条代替例3参照》

（代替例4）一定の年齢以上の被用者年金被保険者等のみを加入者とする場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、30歳以上の者とする。

（注）労働協約等に定める見習い期間中又は試用期間中であること、厚生年金基金又は適格退職年金においていわゆる「加入待期期間」を設けていたこと（厚生年金基金又は適格退職年金から確定給付企業年金に移行する場合（法第111条又は法附則第25条若しくは法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条）に限る。）等の合理的な理由がある場合には、一定の年齢以上の被用者年金被保険者等のみを加入者とすることができること。なお、30歳以上の被用者年金被保険者等は、加入者とする必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第4条代替例4参照》

（代替例5）一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等及び一定の年齢以上の被用者年金被保険者等を加入者とする場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる者とする。

- 一 実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して5年を経過した者

二 30歳以上の者

〔三 実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して〇年を経過し、かつ、△歳以上の者〕

（注）労働協約等に定める見習い期間中又は試用期間中であること、厚生年金基金又は適格退職年金においていわゆる「加入待期期間」を設けていたこと（厚生年金基金又は適格退職年金から確定給付企業年金に移行する場合（法第111条又は法附則第25条若しくは法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条）に限る。）等の合理的な理由がある場合には、確定給付企業年金においても、加入待期期間を設けることができるところ、この規定は、加入者となるための「一定の資格」として一定の勤続期間及び一定の年齢以上の2つ「資格」を同時に定める場合の例であり、第3号の規定は、一定の勤続期間及び一定の年齢以上のいずれの要件も満たすことを「資格」として求める場合に規約に定めるものであること。この場合には、第3号中「〇年」は5年未満と、「△歳」は30歳未満とする必要があり、30歳（△歳）未満の被用者年金被保険者等であっても5年以上の勤続期間を有する者及び5年（〇年）未満の勤続期間しか有しない被用者年金被保険者等であっても30歳以上の者は、加入者とする必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第4条代替例5参照》

（代替例6）加入者となることを希望する被用者年金被保険者等のみを加入者とする場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）に加入者となることを希望する者とする。

（注）将来にわたって安定的な加入者数が確保されるようにするため、被用者年金被保険者等が、任意の時期に加入者となることを希望することはできないようにするなど、制度設計上配慮する必要があること（法令解釈通知第1の1(1)③）。そのため、この規定では、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）に加入者となることの希望を受け付けることとしていること。《第4条代替例6参照》

（代替例7）一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であつて、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して5年を経過した

者及び受換者（第69条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。）となることができる者（連合会（第60条第1項に規定する連合会をいう。）からの積立金又は年金給付等積立金の移換により受換者となることができる者を除く。次条において同じ。）であって、受換者となることを希望するものとする。

（注）この規定は、いわゆる「加入待期期間」を設けている場合に、脱退一時金相当額等の移換申出期限（原則として、他の確定給付企業年金又は厚生年金基金の加入者又は加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間（令第50条の2及び第73条第6項）との関係で受換者となることが不可能となることを防ぐ観点から、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、加入待期期間を経過することなく、特例的に加入者となることができることを定めるものであるが、企業年金連合会からの積立金又は年金給付等積立金の移換申出期限は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間であること（令第88条の2第1項及び基金令第52条の5の2第2項）から、これにより受換者となることができる者を特例的に取扱うことには合理的な理由がないため、当該者は除く必要があること。また、この場合において、受換者となることを希望することができる期間は、当然に、原則として、他の確定給付企業年金又は厚生年金基金の加入者又は加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限られること（令第50条の2及び第73条第6項）。なお、5年以上の勤続期間を有する被用者年金被保険者等は、加入者とする必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第4条代替例7、第6条代替例5、第76条参照》

（代替例8）休職中の被用者年金被保険者等を加入者とししない場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）とする。ただし、〇〇会社就業規則（平成△年△月△日現在において効力を有する〇〇会社就業規則をいう。以下同じ。）第□条の規定に基づく休職中の者については、加入者とししない。

《第4条代替例8、第5条代替例2参照》

（代替例9）一定の年齢未満の被用者年金被保険者等のみを加入者とする（一定の年齢以上の被用者年金被保険者等を加入者とししない）場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される50歳未満の被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）とする。

（注）一定の年齢以上の者について、退職金の額が増加しないことが労働協約等に規定されていること等の合理的な理由がある場合には、当該年齢未満の被用者年金被保険者等のみを加入者とするすることができること。なお、50歳未満の被用者年金被保険者等は、加入者とする必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第5条代替例3参照》

（代替例10）老齢給付金の支給要件を満たした被用者年金被保険者等を加入者としな

い場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される65歳未満の被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）とする。

（注）老齢給付金の支給要件として第21条に規定する年齢未満の被用者年金被保険者等とすればよいこと。《第5条代替例4参照》

（代替例11）加入者となっても脱退一時金の支給要件を満たし得ない被用者年金被保険者を加入者とししない場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）とする。ただし、次条の規定により加入者の資格を取得する日から〇〇会社就業規則（平成△年△月△日現在において効力を有する〇〇会社就業規則をいう。以下同じ。）第□条に規定する定年退職日まで加入者であったとしても、第6条に規定する加入者期間が3年に満たない者については、加入者とししない。

（注）加入者の資格を取得する日から最も遅い加入者の資格の喪失事由（この規定では「定年退職日」としている。）に該当する日まで加入者であったとしても、加入者期間が、脱退一時金の支給要件として第26条に規定する加入者期間の最低必要年数未満となる者については、あえて加入者とする必要性が認められないため、加入者とししないことができること。

（代替例12）加入者の資格を区分する場合

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）とし、そのうち、〇〇会社就業規則（平成△年△月△日現在において効力を有する〇〇会社就業規則をいう。以下同じ。）第□条に規定する社員を第1加入者、その他の者を第2加入者とする。

（注）この規定のように、「第1加入者」、「第2加入者」といった明確な加入者の資格の区分をしていない場合であっても、加入者ごと支給要件又は給付の額の算定方法を差別化している場合（給付の額に格差を設けている場合を含む。）には、加入者の資格を区分しているものとして取り扱うこと。

(資格取得の時期)

第4条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあっては、被用者年金被保険者等となった日）に、加入者の資格を取得する。

(趣旨)

- 法第26条第1号及び第3号の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。
- 法第26条の「次のいずれかに該当するに至ったとき」との規定について、「とき」を明確化するもの（この規定では「日」としている。）。

(留意事項)

- 法第25条第2項の規定に基づき被用者年金被保険者等が加入者となることについて「一定の資格」を定めている場合には、当該資格を取得したときを加入者の資格取得の時期として規約に定めること（法第26条第4号）。《代替例1～8参照》
- 法第26条第2号の規定は、新たに確定給付企業年金を実施したときに実施事業所であった事業所が後に実施事業所となった場合に、当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が、そのときに加入者の資格を取得することとする趣旨の規定であるが、規約においては、実施事業所の増加に係る規約変更の際に、当該変更規約の附則でその旨を規定すればよいこと。

(代替例1) 一定の職種に属する被用者年金被保険者等のみを加入者としている場合

第4条 加入者は、社員となった日に、加入者の資格を取得する。

《第3条代替例1、第5条代替例1参照》

(代替例2) 一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者としている場合①（全員に同一期間の勤続を求めている場合）

第4条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあっては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して5年を経過した日に、加入者の資格を取得する。

(注) 5年以上の勤続期間を有する被用者年金被保険者等には、加入者の資格を取得させる必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第3条代替例2参照》

(代替例3) 一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者としている場合②（全員に同一期日の到来を求めている場合）

第4条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあっては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して4年を経過した日以後最初に到来する〇月〇日に、加入者の資格を

取得する。

(注) 5年以上の勤続期間を有する被用者年金被保険者等には、加入者の資格を取得させる必要があること(法令解釈通知第1の1(1)②)。《第3条代替例3参照》

(代替例4) 一定の年齢以上の被用者年金被保険者等のみを加入者としている場合

第4条 加入者は、次のいずれかの日に、加入者の資格を取得する。

- 一 30歳に達した日(30歳に達した日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日)
- 二 30歳以上で実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日)

(注) 第1号の規定は、文理上当然に、30歳未満で実施事業所に使用された者のみに適用される規定であること。なお、第1号中「30歳に達した日」とは「30歳の誕生日の前日」を指すこと(年齢計算ニ関スル法律)。なお、30歳以上の被用者年金被保険者等には、加入者の資格を取得させる必要があること(法令解釈通知第1の1(1)②)。《第3条代替例4参照》

(代替例5) 一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等及び一定の年齢以上の被用者年金被保険者等を加入者としている場合

第4条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を取得する。

- 一 実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日)から起算して5年を経過した日
- 二 30歳に達した日(30歳に達した日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日)
- 三 30歳以上で実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日)
- 〔四 実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日)から起算して〇年を経過した日又は△歳に達した日のいずれか遅い日〕

(注) この規定は、加入者となるための「一定の資格」として一定の勤続期間及び一定の年齢以上の2つ「資格」を同時に定めている場合の例であり、第4号の規定は、一定の勤続期間及び一定の年齢以上のいずれの要件も満たすことを「資格」として求めている場合に規約に定めるものであること。この場合には、第4号中「〇年」は5年未満と、「△歳」は30歳未満とする必要があり、30歳(△歳)未満の被用者年金被保険者等であっても5年以上の勤続期間を有する者及び5年(〇年)未満の勤続期間しか有しない被用者年金被保険者等であっても30歳以上の者には、加入者の資格を取得させる必要があること。また、第1号及び第2号の規定は、文理上当然に、30歳未満で実施事業所に使用された者のみに適用される規定であること。なお、第2号及

び第4号中「30歳に達した日」、「△歳に達した日」とは、それぞれ「30歳の誕生日の前日」、「△歳の誕生日の前日」を指すこと（年齢計算ニ関スル法律）。《第3条代替例5参照》

**（代替例6）加入者となることを希望する被用者年金被保険者等のみを加入者としてい
る場合**

第4条 加入者は、加入者となることを希望した日に、加入者の資格を取得する。

《第3条代替例6参照》

**（代替例7）一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とするこ
を原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望す
るものについては、特例的に加入者としている場合**

第4条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）から起算して5年を経過した日に、加入者の資格を取得する。ただし、受換者となることができる者については、受換者となることを希望した日に、加入者の資格を取得する。

（注）この規定は、いわゆる「加入待期期間」を設けている場合に、脱退一時金相当額等の移換申出期限（原則として、他の確定給付企業年金又は厚生年金基金の加入者又は加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間（令第50条の2及び第73条第6項）との関係で受換者となることが不可能となることを防ぐ観点から、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、加入待期期間を経過することなく、特例的に加入者の資格を取得することができることを定めるものであるが、企業年金連合会からの積立金又は年金給付等積立金の移換申出期限は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間であること（令第88条の2第1項及び基金令第52条の5の2第2項）から、これにより受換者となることができる者を特例的に取扱うことには合理的な理由がないため、当該者は除く必要があること。また、この場合において、受換者となることを希望することができる期間は、当然に、原則として、他の確定給付企業年金又は厚生年金基金の加入者又は加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限られること（令第50条の2及び第73条第6項）。なお、5年以上の勤続期間を有する被用者年金被保険者等には、加入者の資格を取得させる必要があること（法令解釈通知第1の1(1)②）。《第3条代替例7、第6条代替例5、第76条参照》

（代替例8）休職中の被用者年金被保険者等を加入者としていない場合

第4条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を取得する。

- 一 実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において被用者年金被保険者等でない場合にあつては、被用者年金被保険者等となった日）

二 ○○会社就業規則第△条に規定する休職を終了して復職した日

(注) 第2号中「休職を終了して復職した日」とは、休職後、初めて実施事業所に勤務した日を指すこと。《第3条代替例8、第5条代替例2参照》

(資格喪失の時期)

第5条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。

- 一 死亡した日
- 二 実施事業所に使用されなくなった日
- 三 その使用される〔事業所；船舶〕が実施事業所でなくなった日
- 四 被用者年金被保険者等でなくなった日

(趣旨)

- 法第27条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。
- 法第27条の「次の各号のいずれかに該当するに至ったとき」との規定について、「とき」を明確化するもの（この規定では「日」としている。）。

(留意事項)

- 第2号は実施事業所に最後に勤務した日を、第3号は実施事業所であった最後の日を、第4号は被用者年金被保険者等であった最後の日（厚年法第14条各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があつた日に更に厚年法第13条に該当するに至ったとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となったとき、又は厚年法第14条第5号に該当するに至ったときは、その日））を指すこと。
- 法第25条第2項の規定に基づき被用者年金被保険者等が加入者となることについて「一定の資格」を定めている場合には、当該資格を喪失したときを加入者の資格喪失の時期として規約に定めること（法第27条第5号）。《代替例1～4参照》
- 資格喪失の時期については、法第27条の「次の各号のいずれかに該当するに至ったとき」との規定の文理に著しく反することのない「日」を定める観点から、厚年法第14条の規定の例を参考とし、「〇〇となった日」又は「〇〇となった日の翌日」のいずれかを用いること。

(代替例1) 一定の職種に属する被用者年金被保険者等のみを加入者としている場合

第5条 (略)

- 一 (略)
- 二 社員でなくなった日
- 三・四 (略)

《第3条代替例1、第4条代替例1参照》

(代替例2) 休職中の被用者年金被保険者等を加入者としていない場合

第5条 (略)

- 一～四 (略)

五 ○○会社就業規則第△条に規定する休職を開始する日の前日

(注) 第5号中「休職を開始する日の前日」とは、休職前に、実施事業所に最後に勤務した日を指すこと。なお、「休職を開始した日の前日」とすると、休職開始後に、前日にさかのぼって加入者の資格を喪失する規定となるので、「休職を開始する日の前日」とすること。《第3条代替例8、第4条代替例8参照》

(代替例3) 一定の年齢未満の被用者年金被保険者等のみを加入者としている(一定の年齢以上の被用者年金被保険者等を加入者としていない)場合

第5条 (略)

一～四 (略)

五 50歳に達した日

(注) 第5号中「50歳に達した日」とは「50歳の誕生日の前日」を指すこと(年齢計算ニ関スル法律)。なお、50歳未満の被用者年金被保険者等には、加入者の資格を喪失させてはならないこと(法令解釈通知第1の1(1)②)。《第3条代替例9参照》

(代替例4) 老齢給付金の支給要件を満たした被用者年金被保険者等を加入者としていない場合

第5条 (略)

一 (略)

二 実施事業所に使用されなくなった日

三・四 (略)

五 65歳に達した日

(注) 第5号中「65歳に達した日」とは「65歳の誕生日の前日」を指すこと(年齢計算ニ関スル法律)。また、第2号に掲げる日と第5号に掲げる日が同日となる場合(例えば、実施事業所の就業規則において、第5号に掲げる日を定年退職日としている場合)には、第5号は規定しないこと。なお、第5号には、老齢給付金の支給要件として第21条に規定する年齢を定めればよいこと。《第3条代替例10参照》

(加入者期間)

第6条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

(趣旨)

- 法第28条第1項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。
- 法第28条第1項においては「加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月まで」と規定されているが、ここでは、第4条及び第5条で資格取得及び資格喪失の時期の単位に「日」を用いていることを受け、より明確に規定するもの。

(留意事項)

- 加入者期間の計算について規約で別段の定めをすることができること（法第28条第1項のただし書）。《代替例1参照》
- 加入者の資格を喪失した後、再び本制度の加入者の資格を取得した者については、前後の加入者期間を合算することができること（法第28条第2項）。《代替例2参照》
- 令第22条第1項に定める基準に従い、加入者となる前の期間を加入者期間に算入することができること（法第28条第3項）。なお、令第22条第1項第1号の規定に基づく加入者となる前の期間（確定給付企業年金が実施される前に実施事業所に使用されていた期間）の加入者期間への算入は、そのときに加入者である者のみに係る経過的な措置であることにかんがみ、当該措置を講ずる場合には、その旨を規約の附則に定めること。《代替例3・4、附則第2条参照》
- 加入者期間の計算の単位には、「月」以外に、「年」、「週」、「日」などを用いることができること（承認・認可基準3-1(4)）。
- 第4条で、受換者となることができる者（企業年金連合会からの積立金又は年金給付等積立金の移換により受換者となることができる者を除く。）であって、受換者となることを希望するものについて、いわゆる「加入待期期間」を経過することなく、特例的に加入者の資格を取得することができることとしている場合には、給付の額の算定に当たって、他の加入者との差別的な取扱いを排除する観点から、当該特例的に加入者の資格を取得した者については、給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間からいわゆる「加入待期期間」となるべき期間を控除した期間を用いて差し支えないこと。ただし、支給要件の該当性判断に用いる加入者期間から同期間を控除する取扱いは認められないこと。《代替例5、第3条代替例7、第4条代替例7、第76条参照》
- 休職期間中も加入者の資格を有することとしている確定給付企業年金においては、給

付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間から休職期間を控除した期間を用いて差し支えないこと。ただし、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について同期間を控除する取扱いは認められないこと。《代替例 6 参照》

- 一定の年齢以上の者について、退職金の額が増加しないことが労働協約等に規定されていること等の合理的な理由がある場合には、給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間から当該年齢に達した後の期間を控除した期間を用いて差し支えないこと。ただし、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について同期間を控除する取扱いは認められないこと。《代替例 7 参照》

（代替例 1）加入者期間の計算について規約で別段の定めをする場合

第 6 条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。この場合において、1 年未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（注）端数処理の方法は合理的に定めること。

（代替例 2）再加入者について前後の加入者期間を合算する場合

第 6 条 （略）

2 加入者の資格を喪失した後、再び本制度の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者を除き、本制度における前後の加入者期間を合算する。

一 再加入者となる前に本制度の脱退一時金の受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）となった者であって当該脱退一時金の全部を支給されたもの〔（当該再加入者となったときに本制度の障害給付金の受給権者である者を除く。）〕

二 再加入者となる前に本制度の老齢給付金の受給権者となった者であって当該老齢給付金の全部を支給されたもの〔（当該再加入者となったときに本制度の障害給付金の受給権者である者を除く。）〕

〔三 再加入者となる前に本制度の障害給付金の受給権者となった者であって当該障害給付金の全部を支給されたもの（当該再加入者となったときに本制度の老齢給付金又は脱退一時金の受給権者である者を除く。）〕

四 加入者の資格を喪失した後に第 6 1 条第 2 項、第 6 2 条第 2 項、第 6 3 条第 2 項又は第 6 4 条第 2 項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

（注）障害給付金の支給は任意であること（法第 2 9 条第 2 項）。

（代替例 3）加入者となる前の期間（いわゆる「加入待期間」）を加入者期間に算入する場合

第 6 条 （略）

2 実施事業所に使用された日から加入者の資格を取得した日の前日までの期間は、前

項の加入者期間に算入する。

(代替例4) 加入者となる前の期間(他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間)を加入者期間に算入する場合

第6条 (略)

2 本制度の加入者の資格を取得する前に、次の表に掲げる他の厚生年金適用事業所に使用されていた場合にあつては、当該他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間(1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を前項の加入者期間に算入する。

名 称	所 在 地
〇〇会社	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇会社△△工場	△△県△△市△△

(注) 令第22条第1項第3号括弧書の規定により、他の厚生年金適用事業所の名称及び所在地並びに加入者期間に算入する期間を規約に定める必要があること。また、当該他の厚生年金適用事業所の名称及び所在地を記載するに当たっては、別表を用いて差し支えないこと。なお、端数処理の方法は合理的に定めること。

(代替例5) 一定の勤続期間を有する被用者年金被保険者等のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であつて、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者としている場合であつて、給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間からいわゆる「加入待期間」となるべき期間を控除した期間を用いるとき

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条ただし書の規定により加入者の資格を取得した者に係る給付の額の算定の基礎となる期間は、前項の加入者期間から、60月を控除した期間とする。

(注) 第2項の規定は、加入待期間が60月(5年)である場合を想定していること。
《第3条代替例7、第4条代替例7、第76条参照》

(代替例6) 休職中の者を加入者としている場合であつて、給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間から休職期間を控除した期間を用いるとき

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間は、前項の加入者期間から、休職を開始した日から休職を終了して復職した日の前日までの期間(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除した期間とする。

(注) 控除する休職期間の計算については、特に、端数処理の順序に留意して明確に定めること。なお、端数処理の方法は合理的に定めること(承認・認可基準3-2(5))。

(代替例7) 給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間から一定の年齢に達した日後の期間を控除する場合

第6条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間は、前項の加入者期間から、〇歳に達した日の属する月の翌月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの期間を控除した期間とする。

〔第3章〕 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

(基準給与)

〔第7条〕 給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、〇〇会社就業規則（平成△年△月△日現在において効力を有する〇〇会社就業規則をいう。以下同じ。）第□条に規定する基本給とする。

(趣旨)

- 給付の額の算定に「給与の額その他これに類するもの」（令第24条第1項第2号及び3号）を用いる場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、給付の額の算定方法として、いわゆる「給与比例方式（累積ポイントによるものを除く。）」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用いる場合の例であること。《第12条、第27条参照》
- 令第24条第1項第2号及び第3号に規定する「その他これに類するもの」とは、いわゆる「ポイント制」を用いる場合におけるポイントをいうこと（法令解釈通知第3の1④）。なお、ポイント制を用いる場合は、法令解釈通知第3の1④及び承認・認可基準3-2(4)②に定める基準によること。《代替例2参照》

(代替例1) 基準給与に厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額を用いる場合
第7条 給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第20条に規定する標準報酬月額（次項において「標準報酬月額」という。）とする。

- 2 標準報酬月額の決定及び改定並びに特例については、厚生年金保険法第21条から{第25条；第26条}までの規定の例による。

(代替例2) 基準給与に累積ポイントを用いる場合

第7条 給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの期間における〇〇会社就業規則（平成△年△月△日現在において効力を有する〇〇会社就業規則をいう。以下同じ。）第□条第◇項に規定する勤続ポイントと同条第●項に規定する職能ポイントとを累積したポイントにポイント単価を乗じて得た額とする。

- 2 前項のポイント単価は、▲円とする。

《第12条代替例2、第27条代替例2参照》

(仮想個人勘定残高)

〔第8条〕 仮想個人勘定残高は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- 一 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、各月〇日現在（加入者の資格を取得した日の属する月においては、当該資格を取得した日現在）における基準給与の額に△、△パーセントを乗じて得た額を累計した額
 - 二 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、直前の〇月末日現在における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を累計した額
- 2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の支給要件を満たした日における仮想個人勘定残高は、加入者の資格を喪失した日における仮想個人勘定残高に、当該資格を喪失した日の属する月から老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月までの〔期間に応じて別表第◇に定める率を乗じて得た額；各月につき、直前の〇月末日（当該資格を喪失した日の属する月の翌月以後最初に到来する〇月末日までの期間にあっては、当該資格を喪失した日）現在における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を累計した額を加算した額〕とする。
- 3 第1項第2号〔及び前項〕の再評価率は、毎年、その年の前●年間に発行された国債（期間▲年のものに限る。）の応募者利回りの平均値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。〔ただし、■、■パーセントを上回る場合にあっては、■、■パーセントとし、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）又は◆、◆パーセントを下回る場合にあっては、下限予定利率又は◆、◆パーセントのいずれか高い率とする。〕）に改定し、その年の▼月から1年間適用する。

(趣旨)

- 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」（令第24条第1項第3号に掲げる方法）を用いる場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。
- 給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」（給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」（令第24条第1項第1号に掲げる方法）又はいわゆる「給与比例方式」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法（規則第28条第2項第2号ロに規定する方法）を用いる制度）を用いる場合には、「仮想個人勘定残高」と称する必要はないが、給付の額の原因となる額を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- この規定は、給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いる場合の例であること。《第12条代替例3、第22条代替例3・4、第27条代替例3参照》
- 第2項中「別表第◇」は、いわゆる「据置利率」を基に作成した乗率表であること。また、別表には、当該据置利率及び端数処理の方法を、計算式等を用いつつ、明確に定めること。なお、法令上、据置利率による利子を加算する義務はないが(規則第27条第1号)、令第23条第1項第2号に規定する脱退一時金の上限額に係る要件に抵触しないように配慮すること(法令解釈通知第3の2)。
- 第3項中〔 〕内の規定は、再評価率に上限又は下限を定める場合に規約に定めるものであること(規則第29条第1項第4号)。なお、再評価率そのものについては、その算定方法を明確に規約に定める必要があるが、上限又は下限については、法令に規定する率を引用して差し支えないこと。
- 仮想個人勘定残高の算定に基準給与を用いる場合には、いかなる時点の基準給与を用いるのかを明確に定める必要があること。
- 令第24条第1項第3号の「加入者であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、(中略)再評価を行い」との規定の文理に則り、加入者の資格を喪失した後、老齢給付金の支給を開始するまでの期間に応じて利子を加算する場合には、令第24条第1項第3号に規定する「再評価」ではなく、いわゆる「据置利率」による利子の加算として取り扱うこと(規則第26条第2項。同項に規定する「給付額算定基礎」の定義につき、規則第26条第1項及び第27条第1号。)。なお、当該据置利率を再評価率と同率とし、規約上、便宜的に「再評価率」と称することは差し支えないこと。
- 再評価率として用いる率は、規則第29条第1項の規定及び法令解釈通知第3の3に定める基準によること(規則第28条第1項)。また、再評価率は、零を下回らないものであること(規則第29条第2項)。

(代替例) 給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」(給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」(令第24条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「給与比例方式」(令第24条第1項第2号に掲げる方法)を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法(規則第28条第2項第2号口に規定する方法)を用いる方法)を用いる場合

第8条 仮想個人勘定残高は、{加入者期間に応じて別表第○に定める額；加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月○日現在(加入者の資格を取得した日の属する月においては、当該資格を取得した日現在)における基準給与の{平均額；累計額}に加入者期間に応じて別表第○に定める率を

乗じて得た額；加入者の資格を喪失した日における基準給与の額に加入者期間に応じて別表第〇に定める率を乗じて得た額} とする。

2 (略)

[3 前項の再評価率は、(以下略)

《第12条代替例3、第22条代替例3・4、第27条代替例3参照》

(標準給与)

[第9条] 掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、毎年〇月〇日現在（加入者の資格を取得した日の属する年においては、当該資格を取得した日現在）における△△会社就業規則第〇条に規定する基本給とし、{その年；翌年}の◇月◇日まで適用する。

(趣旨)

- 掛金の額の算定に「給与」又は「給与に類するもの」（法第55条第4項第2号並びに規則第38条第1項第1号、第3号及び第4号）を用いる場合には、法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 掛金の額の計算に当たって、いかなる時点における給与又は給与に類するものを用いるのかが、明確となるよう配慮すること。

(代替例1) 標準給与に厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額を用いる場合
第9条 掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第20条に規定する標準報酬月額（次項において「標準報酬月額」という。）とする。

- 2 標準報酬月額の決定及び改定並びに特例については、厚生年金保険法第21条から第25条までの規定の例による。

(代替例2) 標準給与にポイントを用いる場合

第9条 掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、毎年〇月〇日に付与する△△会社就業規則第〇条第◇項に規定する勤続ポイントと同条第●項に規定する職能ポイントとを合計したポイントにポイント単価を乗じて得た額とし、{その年；翌年}の▲月▲日まで適用する。

- 2 前項のポイント単価は、■円とする。

第4章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

第10条 事業主は、次に掲げる給付を行う。

- 一 老齢給付金
- 二 脱退一時金
- 〔三 障害給付金〕
- 〔四 遺族給付金〕

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の種類に関する事項として規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 障害給付金及び遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。

(裁定)

- 第11条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、事業主が裁定する。
- 2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を第51条第1項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）に通知しなければならない。
- 3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 4 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長（特別区及び指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して、事業主に提出することによって行う。
- [5 障害給付金の請求に当たっては、前項の請求書に、基本添付書類及び次に掲げる書類を添付する。
- 一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害の状態が第31条に規定する程度の障害の状態に該当することを証する書類
 - 二 当該障害に係る法第43条第1項第1号に規定する初診日を明らかにすることができる書類]
- [6 遺族給付金の請求に当たっては、第4項の請求書に第33条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。
- 一 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる者 死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類
 - 二 第34条第1項第3号に掲げる者 前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類]

(趣旨)

- 法第30条及び規則第33条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 障害給付金及び遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。

(標準年金月額)

第12条 標準年金月額は、加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月〇日現在（加入者の資格を取得した日の属する月においては、当該資格を取得した日現在）における基準給与の〔平均額；累計額〕に加入者期間に応じて別表第△に定める率及び加入者の資格を喪失した日の属する月から老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月までの期間に応じて別表第□に定める率を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、給付の額の算定方法として、いわゆる「平均給与比例方式」又は「累積給与比例方式（累積ポイントによるものを除く。）」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用いる場合の例であること。《第7条、第27条参照》
- この規定中「別表第□」は、いわゆる「据置利率」を基に作成した乗率表であること。また、別表には、当該据置利率及び端数処理の方法を、計算式等を用いつつ、明確に定めること。なお、法令上、据置利率による利子を加算する義務はないが（規則第27条第1号）、令第23条第1項第2号に規定する脱退一時金の上限額に係る要件に抵触しないように配慮すること（法令解釈通知第3の2）。
- 給付の額の算定に基準給与を用いる場合には、いかなる時点の基準給与を用いるのかを明確に定める必要があること。
- 給付の額は、加入者期間又は当該加入者期間における給与の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なものとして令第24条第1項に掲げる方法により算定されたものでなければならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならないこと（法第32条第2項）。
- 令第24条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「規約で定める数値」は、規則第26条の規定に基づき定めること。
- 退職事由に応じ、給付の額を差別化する取扱いは、制度の目的を逸脱しない限りにおいて、認められること（法令解釈通知第3の1③）。《代替例4参照》
- 加入者が掛金の一部を負担する制度においては、掛金を負担しない加入者と負担する加入者との間で、給付の額に、加入者が負担する掛金の拠出額に相当する程度の差を設

けること（法令解釈通知第4の1(3)）。

- 給付の額の算定方法として、令第24条第1項第1号から第3号までに掲げる方法を組み合わせた方法（令第24条第1項第4号及び規則第25条に規定する方法）を用いる場合には、便宜的に、組み合わせる令第24条第1項第1号から第3号までに掲げる方法ごとに「第1標準年金月額」、「第2標準年金月額」といった区分を設けて差し支えないこと。

（代替例1）給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」（令第24条第1項第1号に掲げる方法）を用いる場合

第12条 標準年金月額は、加入者期間に応じて別表第○に定める額に加入者の資格を喪失した日の属する月から老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月までの期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

《第27条代替例1参照》

（代替例2）給付の額の算定方法として、いわゆる「累積ポイントによる累積給与比例方式」又は「最終給与比例方式」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用いる場合

第12条 標準年金月額は、加入者の資格を喪失した日における基準給与の額に加入者期間に応じて別表第○に定める率及び加入者の資格を喪失した日の属する月から老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月までの期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

《第7条代替例2、第27条代替例2参照》

（代替例3）給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」（令第24条第1項第3号に掲げる方法）を用いる場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」（給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」（令第24条第1項第1号に掲げる方法）又はいわゆる「給与比例方式」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法（規則第28条第2項第2号ロに規定する方法）を用いる場合

第12条 標準年金月額は、老齢給付金の支給要件を満たした日における仮想個人勘定残高を{○. ○○（予定利率△. △パーセントによる{□年確定；□年保証終身；終身}年金現価率）；当該支給要件を満たした日の属する月の翌月の属する年の前◇年間に発行された国債（期間●年のものに限る。）の応募者利回りの平均値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に応じて別表第▲に定める率}で除して得た額とする。

（注）給付の額の算定の基礎となる予定利率（いわゆる「給付利率」）は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものでなければならないこと（規則第26条第3項第1号）。また、当該給付利率

(の算定方法)を明確に定めること。なお、別表第▲には国債の利回りの平均値ごとの年金現価率を支給期間及び保証期間も含めて明確に定め(規則第26条第2項)、端数処理の方法は合理的に定めること(承認・認可基準3-2(5))。《第8条、第22条代替例3・4、第27条代替例3参照》

(代替例4) 退職事由に応じて給付の額を差別化する場合

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、自己都合退職(〇〇会社就業規則第△条に規定する自己都合退職をいう。)により実施事業所に使用されなくなった者に係る標準年金月額、前項の標準年金月額に□. □を乗じて得た額とする。

(注) 給付の額を差別化することが認められる退職事由としては、例えば、中途退職と定年退職、自己都合退職と会社都合退職が考えられること。一方、特定の会社都合(自己都合)退職者(例えば、ある一定の企業に転籍することによる退職者)とその他の事由による退職者との間で給付の額を差別化することは、事業主が、高齢期における従業員の所得の確保と全く関係のない目的(例えば、一定数以上の従業員を一定の企業へ転籍させる(させない)目的)を達成するために、特定の会社都合(自己都合)による退職者のみをそれ以外の退職者に比して優遇(冷遇)するなどのおそれがあり、制度の目的(高齢期における従業員の所得の確保)に照らし合理的な理由があるとは考えられないため、認められないこと。

(端数処理)

第13条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の月額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 端数処理の方法は合理的に定めること（承認・認可基準3-2(5)）。

(支給期間)

第14条 本制度の年金給付は、〔〇年確定年金；〇年保証終身年金；終身年金〕とし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

〔2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの間は、支給しない。〕

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。
- 法第36条第1項に規定する「要件を満たすこととなったとき」について、「とき」を明確化するもの（この規定では「翌月」としている。）。

(留意事項)

- 第2項の規定は、確定給付企業年金において支給が停止される場合が障害給付金を年金として支給する場合に限られること（法第39条及び第45条）及び障害給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）から、障害給付金を年金として支給する場合に規約に定めるものであること。
- 終身又は5年以上にわたり、毎年1回以上定期的に支給する必要があること（法第33条）。
- 保証期間を定める場合には、20年を超えない範囲内とする必要があること（令第25条第1項）。

(代替例) 加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から老齢給付金の支給を開始する場合

第14条 (略)

〔2 (略)〕

3 第1項の規定にかかわらず、加入者が、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給要件を満たした場合には、当該老齢給付金の支給は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(注) 年金給付である以上、遅くとも支給要件を満たした日の属する月の翌月から起算して1年以内に支給を始めるため（法第33条）、老齢給付金の支給要件として第21条に規定する年齢に達した日（当該年齢の誕生日の前日）から起算して定年退職日までの期間が1年を超える場合にあっては、この取扱いは認められないこと。なお、支給要件を満たした者（加入者である受給権者）は、加入者の資格を喪失するまでは、裁定を請求しても支給が開始されないため、事実上、裁定の請求は不可能となること。

(支払日及び支払方法)

第15条 年金給付の支払日は年4回〇月、△月、□月及び◇月の各●日（金融機関の休業日である場合には翌営業日）とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。

2 一時金給付は、裁定の請求の手續が終了した後▲月以内に支払う。

3 前2項の給付の支払は、資産管理運用機関が、加入者、加入者であった者〔又はその遺族〕があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによって行う。

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第2項に規定する一時金給付の支払期日については、法令上の規定はないが、一時金給付としての性格にかんがみ、受給権者が裁定の請求をしてからの間隔が、年金給付の支払期月の間隔を超えるような期限は定めないこと。
- 年金給付の支払期月は、毎年一定の時期とする必要があること（令第25条第2号）。
- 遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。
- 受給権は、担保に供することができない（法第34条第1項）ため、受給権に係るいわゆる「代理受領」（受給権者に対して債権を有する者が、当該受給権者からの委任に基づき資産管理運用機関から当該受給権に係る給付を受領し、それをもって自己の当該受給権者に対する債権を消滅させる債権回収の手法）は、脱法行為となり、認められない（無効である）こと（『新法律学辞典（第三版）』（有斐閣）「脱法行為」の解説参照）。《第19条参照》
- 「支給」とは、法的に受給権者に係る給付を生じさせることを指し、「支払」とは、実際にその給付を弁済することを指すことに配意すること。なお、法的に「支給した」という状態は、「支払」を終えることによって生ずる状態であること。

(給付の制限)

第16条〔加入者又は加入者であった者が、故意に、障害又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、当該障害を支給事由とする障害給付金は、支給しない。〕

〔2 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。〕

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき障害給付金又は遺族給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第52条及び法第53条の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 第1項の規定は、法第29条第2項の規定に基づき障害給付金を支給する場合に規約に定めるものであること。
- 第2項の規定は、法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給する場合に規約に定めるものであること。
- 法第54条、令第34条並びに規則第31条及び第32条に規定する場合には、給付を制限することも可能であること。なお、これらの規定についての解釈は、法令解釈通知第3の5及び6に定める基準によること。《代替例参照》

(代替例) 法第54条、令第34条及び規則第32条に規定する場合に給付を制限する場合

第16条〔(略)〕

〔2 (略)〕

- 3 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 4 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 5 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。
 - 一 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
 - 二 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

三 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

6 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(注) 第3項の規定(法第54条の規定)は、障害給付金又は遺族給付金以外の給付を制限することを妨げていないこと。また、第6項の規定(規則第32条の規定)は、未だ支給していない給付を制限するものであり、事業主が、加入者であった者から既に支給した給付の返還を求めることを認めたものではないこと(承認・認可基準3-2(5)⑤)。

(未支給の給付)

第17条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの（以下この条において「未支給給付」という。）があるときは、その者に係る第34条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第34条第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第34条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、事業主に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第11条第4項の例により、給付の裁定の請求書を事業主に提出しなければならない。

一 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる者 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

二 第34条第1項第3号に掲げる者 前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

[5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。]

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（令第26条の規定の趣旨を明確化するもの。）。)

(留意事項)

- 第5項の規定を定めない場合には、未支給給付は、それを受けるべき同順位の者の共有に属すること（民法第898条）。
- 未支給給付を受けることができる者及びその順位は可変的であること（令第26条第1項及び第2項）。また、遺族給付金を受けることができる遺族の範囲及び順位と同一とする必要はないこと。

(時効)

第18条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

(趣旨)

- 確定給付企業年金法令に受給権の消滅時効に関する規定がない以上、当然に一般法たる民法の規定が適用されるため、あえて規約に定める必要のない規定ではあるが、資産管理運用機関との契約において、規約に異なる定めがない限り、受給権が5年で消滅する旨を規定している実例も見受けられることから、入念的に規定するもの。

(留意事項)

- 年金給付の受給権の基本権は、定期金債権であるため、第1回の支払日（年金給付の最初の弁済期であり、受給権を取得したとき又は支給が開始される月ではない。）から20年又は最後の支払日から10年を経過したときに、消滅すること（民法第168条第1項）。
- 年金の受給権のうち支分権は、定期給付債権であるため、それぞれの支払日から5年を経過したときに、順次消滅していくこと（民法第169条）。
- 一時金給付の受給権は、通常金債権と同様に、受給権を取得したとき（一時金給付の支払日ではない。）から10年を経過したときに、消滅すること（民法第167条第1項）。
- 裁定の請求前であっても、受給権を取得している以上、当然に消滅時効は進行すること。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第19条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金〔及び遺族給付金〕を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

〔2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。〕

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第34条の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 障害給付金及び遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。
- 受給権は、担保に供することができない（法第34条第1項）ため、受給権に係るいわゆる「代理受領」（受給権者に対して債権を有する者が、当該受給権者からの委任に基づき資産管理運用機関から当該受給権に係る給付を受領し、それをもって自己の当該受給権者に対する債権を消滅させる債権回収の手法）は、脱法行為となり、認められない（無効である）こと（『新法律学辞典（第三版）』（有斐閣）「脱法行為」の解説参照）。また、受給権は、差押禁止債権である（法第34条第1項）ため、受給権を受働債権とした相殺をすることはできないこと（民法第510条）。なお、規約型確定給付企業年金においては、受給権者に実際に給付を支給する（支払う）のは資産管理運用機関であること（法第30条第3項並びに令第38条第1項第1号イ及び第2項第1号）から、事業主と受給権者との間で、受給権に係る相殺適状は生じ得ないこと。《第15条参照》

(給付に関する通知等)

第20条 事業主は、第11条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

(趣旨)

- 規則第36条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第21条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の受給の要件及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 特定の者について不当に差別的な支給要件を課すことはできないこと（法第31条第2項）。ただし、合理的な理由があれば、加入者ごとに支給要件を差別化することは可能であること。例えば、中途退職者と定年退職者との間、自己都合退職者と会社都合退職者との間で加入者期間に係る要件を差別化する取扱いは認められること。一方、特定の会社都合（自己都合）退職者（例えば、ある一定の企業に転籍したことによる退職者）とその他の事由による退職者との間で加入者期間に係る要件を差別化することは、事業主が、高齢期における従業員の所得の確保と全く関係のない目的（例えば、一定数以上の従業員を一定の企業へ転籍させる（させない）目的）を達成するために、特定の会社都合（自己都合）による退職者のみをそれ以外の退職者に比して優遇（冷遇）するなどのおそれがあり、制度の目的（高齢期における従業員の所得の確保）に照らし合理的な理由があるとは考えられないため、認められないこと。《代替例1参照》
- 老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める「年齢」に達したときに支給するものであること（法第36条第2項第1号）。したがって、65歳の誕生日の属する月の末日等、年齢以外の支給要件を課すことはできないこと。また、当該規約で定める年齢に達した後、加入者期間に係る要件を満たしたとしても、老齢給付金を支給することはできず、当該者が加入者の資格を喪失したときは、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金を支給すること。ただし、第14条において、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から老齢給付金の支給を開始することとしている場合には、この規定中「65歳に達したとき」を、「(65歳に達した日(65歳の誕生日の前日)から起算して1年以内の)加入者の資格を喪失する日」と解し、その日までに加入者期間に係る要件を満たしていれば、老齢給付金を支給して差し支えないこと。《第14条代替例、第26条参照》
- 加入者又は加入者であった者が50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに老齢給付金を支給することも可能であること（法第36条第2項第2号及び令第28条）。《代替例2参照》
- 20年を超える加入者期間を老齢給付金の支給要件として定めてはならないこと（法

第36条第4項)。なお、法令上、老齢給付金の支給要件として加入者期間に係る要件を課す必要はないこと。

○ 老齢給付金は、年金として支給するものであること（法第38条第1項）

（代替例1）自己都合退職者と会社都合退職者で加入者期間の要件を差別化する場合

第21条 加入者期間が10年（自己都合退職（〇〇会社就業規則第△条に規定する自己都合退職をいう。）により実施事業所に使用されなくなった者にあつては、20年）以上である加入者又は加入者であった者が、65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

（代替例2）50歳以上60歳未満の一定の年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに老齢給付金を支給する場合

第21条 加入者期間が10年以上である加入者又は加入者であった者が、65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

2 前項の場合のほか、加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、50歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

（注）法第36条第2項第2号の規定により、加入者が60歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに老齢給付金を支給することを規約に定めることはできないが、この例のように、第1項で60歳を超える年齢に達したときに老齢給付金を支給することを定め、かつ、第2項で50歳以上60歳未満の一定の年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに老齢給付金を支給することを定めていれば、60歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに老齢給付金を支給することも可能となること。また、第1項と第2項とで加入者期間の要件を差別化して差し支えないこと。ただし、その場合においても、20年を超える加入者期間を老齢給付金の支給要件として定めてはならないこと（法第36条第4項）。

(年金月額)

第22条 老齢給付金の月額は、標準年金月額とする。

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の額に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 年金として支給する給付の額を改定する場合には、規則第28条第2項各号に掲げる方法により行うこと(令第24条第3項)。《代替例1～4参照》
- 簡易な基準に基づく確定給付企業年金においては、令第24条第3項の規定に基づく給付の額の改定を行わないこと(規則第52条第4号)。

(代替例1) 給付の額の改定方法として、一定期間が経過したときに給付の額を定率で改定する方法(規則第28条第2項第1号に掲げる方法)を用いる場合

第22条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の支給を開始した月から1年を経過した月以後の月額は、標準年金月額に○. ○を乗じて得た額とする。

(注) 規則第28条第2項第1号の「給付の支給を開始して一定期間が経過したときに定率で改定する」との規定の文理からして、一定の年齢に達したときに給付の額を改定することや、一定期間が経過したときに給付の額を一定の額に改定することは認められないこと。

(代替例2) 給付の額の改定方法として、給付の額を漸増改定する方法(規則第28条第2項第2号イに規定する方法)を用いる場合

第22条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の月額は、当該老齢給付金の支給を開始した月の翌月以後最初に到来する○月から1年ごとに改定するものとし、改定後の月額は、改定前の月額に△. △を乗じて得た額を改定前の月額に加算した額とする。

(注) 規則第28条第2項第2号の「規約で定める期間ごとに、(中略)改定する」との規定の文理からして、一定期間ごとに定期的に給付の額を改定するものであること。

(代替例3) 給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法(規則第28条第2項第2号ロに規定する方法)を用いる場合①(指標に応じた年金現価率を用いる場合)

- 第22条 老齢給付金の月額は、標準年金月額に、老齢給付金の支給要件を満たした日における仮想個人勘定残高を老齢給付金の支給を開始する月に適用される指標に応じて別表第○に定める率で除して得た額が標準年金月額を上回る額を加算した額とす

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の月額、当該老齢給付金の支給を開始した月の翌月以後最初に到来する△月から1年ごとに改定するものとし、改定後の月額は、標準年金月額に、老齢給付金の支給要件を満たした日の仮想個人勘定残高を改定時に適用される指標に応じて別表第○に定める率で除して得た額が標準年金月額を上回る額を加算した額とする。
- 3 前2項の指標は、毎年、その年の前□年間に発行された国債（期間◇年のものに限る。）の応募者利回りの平均値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。〔ただし、●. ●パーセントを上回る場合にあっては、●. ●パーセントとし、下限予定利率又は▲. ▲パーセントを下回る場合にあっては、下限予定利率又は▲. ▲パーセントのいずれか高い率とする。〕）に改定し、その年の△月から1年間適用する。

（注1）別表第○には指標ごとの年金現価率を支給期間及び保証期間も含めて明確に定め（規則第26条第2項）、端数処理の方法は合理的に定めること（承認・認可基準3-2(5)）。また、第3項中〔 〕内の規定は、再評価率に上限又は下限を定める場合に規約に定めるものであること（規則第29条第1項第4号）。なお、指標そのものについては、その算定方法を明確に規約に定める必要があるが、上限又は下限については、法令に規定する率を引用して差し支えないこと。

（注2）指標として用いる率は、規則第29条第1項の規定及び法令解釈通知第3の3に定める基準によること。また、指標は、零を下回らないものであること（規則第29条第2項）。

（注3）規則第28条第2項第2号の「規約で定める期間ごとに、（中略）改定する」との規定の文理からして、一定期間ごとに定期的に給付の額を改定するものであること。また、「あらかじめ定めた給付の額」への加算は、指標が規則第26条第3項第1号の予定利率を上回る場合に限り行われるものであることを入念的に規定する規則第28条第2項第2号口括弧書の趣旨にかんがみれば、「あらかじめ定めた給付の額」は、当然に、老齢給付金の支給を開始した時点での、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らない予定利率（いわゆる「給付利率」）により算定されたものでなければならないこと（規則第26条第3項第1号及び第28条第2項第2号口括弧書）。《第8条、第12条代替例3参照》

（代替例4）給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法（規則第28条第2項第2号口に規定する方法）を用いる場合②（指標に応じた残余支給期間に係る年金現価率を用いる場合）

第22条 老齢給付金の月額は、標準年金月額に、老齢給付金の支給要件を満たした日の仮想個人勘定残高を老齢給付金の支給を開始する月に適用される指標に応じて別表第○に定める率で除して得た額が標準年金月額を上回る額を加算した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の月額、当該老齢給付金の支給を開始した月の翌月以後最初に到来する△月から1年ごとに改定するものとし、改定後の月額は、

標準年金月額に、改定前の月額の算定に用いた指標及び残余支給期間（老齢給付金の支給期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。以下この条において同じ。）に応じて別表第○に定める率を乗じて得た額を改定時に適用される指標及び残余支給期間に応じて別表第□に定める率で除して得た額が標準年金月額を上回る額を加算した額とする。

- 3 前2項の指標は、毎年、その年の前◇年間に発行された国債（期間●年のものに限る。）の応募者利回りの平均値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。〔ただし、▲. ▲パーセントを上回る場合にあっては、▲. ▲パーセントとし、下限予定利率又は■. ■パーセントを下回る場合にあっては、下限予定利率又は■. ■パーセントのいずれか高い率とする。〕）に改定し、その年の△月から1年間適用する。

(注1) 別表第○には指標ごとの年金現価率を、別表第□には指標及び残余支給期間ごとの年金現価率を支給期間及び保証期間も含めて明確に定め（規則第26条第2項）、端数処理の方法は合理的に定めること（承認・認可基準3-2(5)）。また、第3項中〔 〕内の規定は、再評価率に上限又は下限を定める場合に規約に定めるものであること（規則第29条第1項第4号）。なお、指標そのものについては、その算定方法を明確に規約に定める必要があるが、上限又は下限については、法令に規定する率を引用して差し支えないこと。

(注2) 指標として用いる率は、規則第29条第1項の規定及び法令解釈通知第3の3に定める基準によること。また、指標は、零を下回らないものであること（規則第29条第2項）。

(注3) 規則第28条第2項第2号の「規約で定める期間ごとに、（中略）改定する」との規定の文理からして、一定期間ごとに定期的に給付の額を改定するものであること。また、「あらかじめ定めた給付の額」への加算は、指標が規則第26条第3項第1号の予定利率を上回る場合に限り行われるものであることを入念的に規定する規則第28条第2項第2号口括弧書の趣旨にかんがみれば、「あらかじめ定めた給付の額」は、当然に、老齢給付金の支給を開始した時点での、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らない予定利率（いわゆる「給付利率」）により算定されたものでなければならないこと（規則第26条第3項第1号及び第28条第2項第2号口括弧書）。《第8条、第12条代替例3参照》

(支給の繰下げ)

〔第23条〕老齢給付金の受給権者であつて、老齢給付金の支給を請求していない者は、事業主に、〇歳に達する日の属する月まで当該老齢給付金の支給を繰り下げることができる。

- 2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第14条第1項の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。
- 3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の月額は、標準年金月額に老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月の翌月から支給の繰下げを終了した月までの期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第37条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げを認める場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第3項中「別表第△」は、いわゆる「繰下利率」を基に作成した乗率表であること。また、別表には、当該繰下利率及び端数処理の方法を、計算式等を用いつつ、明確に定めること。なお、法令上、繰下利率による利子を加算する義務はないこと。
- 老齢給付金の支給の繰下げは、当該老齢給付金の受給権者であつて、当該老齢給付金の支給を請求していない者の申出により行われること(法第37条第1項)。したがって、事業主の判断によって強制的に老齢給付金の支給を繰り下げることが認められないこと。
- 老齢給付金の支給を繰り下げている期間中に、受給権者が当該支給の繰下げの終了を申し出ることにより、当該老齢給付金の支給を開始する取扱いも認められること。例えば、老齢給付金の受給権者が、一度70歳に達する日の属する月まで支給を繰り下げたことを申し出た後、68歳に達したときに当該支給の繰下げの終了を申し出ることにより、その翌月から支給を開始することを可能とする取扱いも認められること。

(一時金として支給する老齢給付金)

〔第24条〕老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後〔〇年間の保証期間が終了する日までの間〕、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。

- 一 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 受給権者がある債務を弁済することが困難であること。
- 三 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- 四 その他前三号に準ずる事情

2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。

3 老齢給付金の受給権者が、第1項の請求をする場合には、老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合(同項の請求をする前に第2号〔又は第28条第2項第2号〕の割合を選択した者にあっては、第1号の割合に限る。)を選択することができる。

- 一 100パーセント
- 二 Δパーセント

4 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に、当該請求をした日の属する月の翌月以後年金として支給する老齢給付金の月額、第22条の規定にかかわらず、同条に規定する老齢給付金の月額に100パーセントから前項の規定により選択した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

5 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、第22条に規定する老齢給付金の月額に第3項の規定により選択した割合及び年金として支給する老齢給付金の残余保証期間(老齢給付金の保証期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第□に定める率を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第38条第2項の規定に基づき老齢給付金の全部又は一部を一時金として支給することを認める場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1項中〔 〕内の規定は、老齢給付金として保証期間付きの終身年金を支給する場合に規約に定めるものであること。
- 第1項第4号の規定の解釈は、法令解釈通知第3の4に定める基準によること。
- 第3項中〔 〕内の規定は、脱退一時金の一部の支給の繰下げを認めている場合に規約に定めるものであること。
- 第5項中「別表第□」には、残余保証期間に応じた年金現価率を定め、端数処理の方法は合理的に定めること（承認・認可基準3-2(5)）。
- 一時金として支給する老齢給付金の額は、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること（令第23条第1項第1号）。なお、同号の規定の解釈は、法令解釈通知第3の2に定める基準によること。
- 一時金として支給する老齢給付金は、年金として支給する老齢給付金について保証期間が定められている場合に、支給することができること（令第29条第1号）。
- 一時金として支給する老齢給付金は、当該老齢給付金の受給権者の選択により支給すること（令第29条第2号）。したがって、事業主の判断によって強制的に老齢給付金を一時金として支給することは認められないこと。
- 一時金として支給する老齢給付金の選択は、法第30条第1項の請求に併せて行うとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後に行うときに限り、することができるものであること。ただし、年金として支給する老齢給付金の受給権者に規則第30条各号に規定する特別の事情がある場合にあっては、当該老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該選択をすることができること（令第29条第3号）。

(失権)

第25条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
- 〔二 ○年間の老齢給付金の支給期間が終了したとき。〕
- 〔三 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。〕

(趣旨)

- 法第40条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 第2号の規定は、有期年金として老齢給付金を支給する場合に規約に定めるものであり、第3号の規定は、法第38条第2項の規定に基づき老齢給付金の全部を一時金として支給することを認めている場合に規約に定めるものであること。
- 第2号中「支給期間が終了したとき」とは、老齢給付金の受給権者に当該老齢給付金の全部を支払い終えた場合を指し、単に支給期間が経過しただけでは、当該受給権は消滅しないこと。したがって、失権の事由として「支給を開始してから○年を経過したとき」と規定することは、誤解を招きかねず、認められないこと。なお、老齢給付金の全部を支払い終えないまま、当該老齢給付金の受給権が消滅する場合は、民法の規定により当該受給権の消滅時効が成立した場合に限られること。《第18条参照》
- 給付の額の算定方法として、令第24条第1項第1号から第3号までに掲げる方法を組み合わせた方法（令第24条第1項第4号及び規則第25条に規定する方法）を用いている場合であって、組み合わせた給付（例えば、「第1年金」と「第2年金」）の支給期間が異なるときは、失権となる場合を全て定めること。《代替例参照》

(代替例) 給付の額の算定方法として、令第24条第1項第1号から第3号までに掲げる方法を組み合わせた方法（令第24条第1項第4号及び規則第25条に規定する方法）を用いている場合であって、組み合わせた給付の支給期間が異なるとき（例えば、「第1年金（支給期間○年間）」と「第2年金（支給期間△年間）」（○年間>△年間）であるとき）

第25条 (略)

- 一 (略)
- 〔二 ○年間の第1年金の支給期間が終了したとき。〕
- 〔三 第1年金の全部を一時金として支給され、かつ、△年間の第2年金の支給期間が終了したとき。〕
- 〔四 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。〕

(注) 第2号には、いずれか長い方の給付の支給期間が終了したときに失権する旨を定め、

いずれかが終身年金である場合には、同号の規定は定めないこと。また、第3号には、いずれか支給期間が長い方の給付の全部を一時金として支給された、かつ、いずれか短い方の給付の支給期間が終了したときに失権する旨を定めること。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第26条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- 一 加入者期間が3年以上20年未満（65歳に達したときに加入者である者にあつては、そのときにおける加入者期間が20年未満）で、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）。
- 〔二 65歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき。〕

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の受給の要件及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1号括弧書の規定は、法第36条第2項第1号の規定による老齢給付金の支給を受けるための年齢に達した後に、加入者期間に係る要件を満たしたとしても、老齢給付金を支給することはできず、当該者が加入者の資格を喪失したときは、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金を支給しなければならないことを明確化する趣旨のものであること。ただし、第14条において、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から老齢給付金の支給を開始することとしている場合には、この括弧書の規定中「そのとき」を「(65歳に達した日(65歳の誕生日の前日)から起算して1年以内の)加入者の資格を喪失する日」と解して差し支えないこと。《第14条代替例、第21条参照》
- 第2号の規定は、法第41条第2項第2号に係る脱退一時金を支給する場合に規約に定めるものであること(法第41条第2項第2号括弧書)。
- 特定の者について不当に差別的な支給要件を課すことはできないこと(法第31条第2項)。ただし、合理的な理由があれば、加入者ごとに支給要件を差別化することは可能であること。例えば、中途退職者と定年退職者との間、自己都合退職者と会社都合退職者との間で加入者期間に係る要件を差別化する取扱いは認められること。一方、特定の会社都合(自己都合)退職者(例えば、ある一定の企業に転籍したことによる退職者)とその他の事由による退職者との間で加入者期間に係る要件を差別化することは、事業主が、高齢期における従業員の所得の確保と全く関係のない目的(例えば、一定数以上の従業員を一定の企業へ転籍させる(させない)目的)を達成するために、特定の会社都合(自己都合)による退職者のみをそれ以外の退職者に比して優遇(冷遇)するなどのおそれがあり、制度の目的(高齢期における従業員の所得の確保)に照らし合理的な理由があるとは考えられないため、認められないこと。《代替例参照》
- 3年を超える加入者期間を脱退一時金の支給要件として定めてはならないこと(法第

41条第3項)。なお、法令上、脱退一時金の支給要件として加入者期間に係る要件を課す必要はないこと。

- 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金は、当該加入者が老齢給付金の受給者となったときに支給する老齢給付金の全部又は一部に代えて支給するものであり、老齢給付金に保証期間が定められている場合に支給することができるものであること（令第27条第1項第1号及び第2号）。

（代替例）自己都合退職者と会社都合退職者で加入者期間の要件を差別化する場合

第26条 加入者が、次のいずれかに該当することとなったときは、脱退一時金を支給する。

- 一 加入者期間が1年（自己都合退職（〇〇会社就業規則第△条に規定する自己都合退職をいう。）により実施事業所に使用されなくなった者にあつては、3年）以上20年未満（65歳に達したときに加入者である者にあつては、そのときにおける加入者期間が20年未満）で、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）

〔二 （略）〕

(一時金額)

第27条 脱退一時金の額は、加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月〇日現在（加入者の資格を取得した日の属する月においては、当該資格を取得した日現在）における基準給与の〔平均額；累計額〕に加入者期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第4条第5号の規定により、給付の額に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、給付の額の算定方法として、いわゆる「平均給与比例方式」又は「累積給与比例方式（累積ポイントによるものを除く。）」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用いている場合の例であること。《第7条、第12条参照》
- 給付の額の算定に基準給与を用いている場合には、いかなる時点の基準給与を用いるのかを明確に定める必要があること。
- 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を支給とした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること（令第23条第1項第2号）。なお、同号の規定の解釈は、法令解釈通知第3の2に定める基準によること。
- 法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の額については、法令上、上限額は課されていないものの、法第32条第2項の規定及びその解釈を示した法令解釈通知第3の1に定める基準を踏まえ、合理的な額であること。
- 退職事由に応じ、給付の額を差別化する取扱いは、制度の目的を逸脱しない限りにおいて、認められること（法令解釈通知第3の1③）。《代替例4参照》

(代替例1) 給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」（令第24条第1項第1号に掲げる方法）を用いている場合

第27条 脱退一時金の額は、加入者期間に応じて別表第○に定める額とする。

《第12条代替例1参照》

(代替例2) 給付の額の算定方法として、いわゆる「累積ポイントによる累積給与比例方式」又は「最終給与比例方式」（令第24条第1項第2号に掲げる方法）を用いている場合

第27条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失した日における基準給与の額に加入者期間に応じて別表第〇に定める率を乗じて得た額とする。

《第7条代替例2、第12条代替例2参照》

(代替例3) 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」(給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」(令第24条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「給与比例方式」(令第24条第1項第2号に掲げる方法)を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法(規則第28条第2項第2号ロに規定する方法)を用いる方法)を用いている場合

第27条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失した日における仮想個人勘定残高とする。

《第8条代替例1、第12条代替例3参照》

(代替例4) 退職事由に応じて給付の額を差別化する場合

第27条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、自己都合退職(〇〇会社就業規則第△条に規定する自己都合退職をいう。)により実施事業所に使用されなくなった者に支給する脱退一時金の額は、前項に規定する額に□. □を乗じて得た額とする。

(注) 給付の額を差別化することが認められる退職事由としては、例えば、中途退職と定年退職、自己都合退職と会社都合退職が考えられること。一方、特定の会社都合(自己都合)退職者(例えば、ある一定の企業に転籍することによる退職者)とその他の事由による退職者との間で給付の額を差別化することは、事業主が、高齢期における従業員の所得の確保と全く関係のない目的(例えば、一定数以上の従業員を一定の企業へ転籍させる(させない)目的)を達成するために、特定の会社都合(自己都合)による退職者のみをそれ以外の退職者に比して優遇(冷遇)するなどのおそれがあり、制度の目的(高齢期における従業員の所得の確保)に照らし合理的な理由があるとは考えられないため、認められないこと。

(支給の繰下げ)

〔第28条〕 脱退一時金の受給権者（第5条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。）は、事業主に、65歳に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

2 脱退一時金の受給権者が、前項の申出をする場合には、脱退一時金のうち支給を繰り下げた部分の割合として、次のいずれかの割合を選択することができる。

一 100パーセント

二 0パーセント

3 第1項の申出をした脱退一時金の受給権者に支給する脱退一時金（支給を繰り下げた部分に係る脱退一時金を除く。）の額は、前条の規定にかかわらず、前条に規定する額に100パーセントから前項の規定により選択した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

4 第1項の申出をした脱退一時金の受給権者に支給する支給を繰り下げた部分に係る脱退一時金の額は、前条に規定する額に第2項の規定により選択した割合及び加入者の資格を喪失した日の属する月から支給の繰下げを終了した日の属する月までの期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第41条第4項の規定に基づき脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを認める場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第4項中「別表第△」は、いわゆる「据置利率」を基に作成した乗率表であること。また、別表には、当該据置利率及び端数処理の方法を、計算式等を用いつつ、明確に定めること。なお、法令上、据置利率による利子を加算する義務はないが（規則第27条第1号）、令第23条第1項第2号に規定する脱退一時金の上限額に係る要件に抵触しないように配慮すること（法令解釈通知第3の2）。
- 支給の繰下げは、脱退一時金の受給権者（法第27条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。）の申出により行われなければならないこと（法第41条第4項）。したがって、事業主の判断による強制的な脱退一時金の支給の繰下げは認められないこと。
- 法第27条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者は、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることとはできないこと（法第41条第4項括弧書）。
- 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金を支給する場合には、必ず、当該脱退一時金の受給権者（法第27条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。）が支給

の繰下げの申出をすることができる旨の規定を規約に定める必要があること（令第27条第1項第3号）。

- 法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の受給権者（法第27条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。）については、加入者の資格を喪失した事由ごとに、脱退一時金の支給の繰下げの申出の可否を差別化して差し支えないこと。《代替例参照》
- 脱退一時金の支給を繰り下げている期間中に、受給権者が当該支給の繰下げの終了を申し出ることにより、当該脱退一時金を支給する取扱いも認められること。例えば、48歳で脱退一時金の受給権者となった者が、一度65歳に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げを申し出た後、55歳に達したときに当該支給の繰下げの終了を申し出ることにより、当該脱退一時金の支給を受けることを可能とする取扱いも認められること。

（代替例）休職の開始を加入者の資格の喪失事由とし、かつ、再加入者について前後の加入者期間を合算する場合であって、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の受給権者のうち、当該喪失事由により同号に係る脱退一時金の受給権者となった者のみが当該脱退一時金の支給の繰下げの申出をできることとするとき

第28条 第5条第5号に該当して第26条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、事業主に、休職を終了して復職する日まで脱退一時金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

2 第26条第2号に係る脱退一時金の受給権者（第5条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。）は、事業主に、65歳に達するまで脱退一時金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

3 第26条第2号に係る脱退一時金の受給権者が、前項の申出をする場合には、脱退一時金のうち支給を繰り下げ部分の割合として、次のいずれかの割合を選択することができる。

一 100パーセント

二 〇パーセント

4 第2項の申出をした脱退一時金の受給権者に支給する脱退一時金（支給を繰り下げた部分に係る脱退一時金を除く。）の額は、前条の規定にかかわらず、前条に規定する額に100パーセントから前項の規定により選択した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

5 第1項の申出をした第26条第1号に係る脱退一時金の受給権者に支給する支給を繰り下げた部分に係る脱退一時金の額は、前条に規定する額に加入者の資格を喪失した日の属する月から支給の繰下げを終了した日の属する月までの期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

6 第2項の申出をした第26条第2号に係る脱退一時金の受給権者に支給する支給を繰り下げた部分に係る脱退一時金の額は、前条に規定する額に第3項の規定により選択した割合及び加入者の資格を喪失した日の属する月から支給の繰下げを終了した日

の属する月までの期間に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額とする。

(注) 第1項の規定は、第4条(第2号)で「休職を終了して復職した日」を加入者の資格取得の時期として規定し、かつ、第5条第5号で「休職を開始する日の前日」を加入者の資格喪失の時期として規定している場合を想定していること。なお、加入者の資格を喪失した事由ごとに、脱退一時金の支給の繰下げの申出の可否を差別化する他の例としては、役員を加入者としていない場合に、役員に就任したことにより加入者の資格を喪失した者のみが法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができることとする例などが想定されること。《第3条代替例5、第4条代替例5、第5条代替例2参照》

(支給の効果)

〔第29条〕第26条第2号に係る脱退一時金の全部又は一部が支給された者に係る標準年金月額、第12条の規定にかかわらず、同条に規定する標準年金月額に100パーセントから脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金を支給する場合には、法令上の規定はないが、当該脱退一時金の全部又は一部が支給された場合における標準年金月額の取扱いを明確化するために規約に定めるもの。

(失権)

〔第30条〕脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

一 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。

〔二 脱退一時金の受給権者（第26条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者となった者に限る。）が老齢給付金の受給権者となったとき。〕

〔三 再加入者となる前に本制度の脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の本制度における前後の加入者期間を合算したとき。〕

(趣旨)

- 法第41条第4項の規定に基づき脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを認める場合には、令第27条第2項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 第2号の規定は、法第41条第2項第2号に係る脱退一時金を支給する場合に規約に定めるものであること（法第41条第2項第2号括弧書）。
- 第3号の規定は、加入者の資格を喪失した後、再び本制度の加入者の資格を取得した者について、法第28条第2項の規定に基づき前後の加入者期間を合算する場合に規約に定めるものであること。
- 脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを認めない場合には、この規定を規約に定める必要はないこと（一時金給付は、その全部の支給を受けたときは、当然に失権となるため、その旨をあえて規約に定める必要はないこと。）。また、その場合において、脱退一時金を支給する前に当該脱退一時金の受給権者が死亡したときは、未支給給付として処理すること。《第17条参照》

〔第4節 障害給付金〕

（支給要件及び支給の方法）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者に障害給付金を一時金として支給する。

- 一 疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下この条において「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項において「初診日」という。）において加入者であった者であって、初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）があるときは、その日。次号において「障害認定日」という。）から65歳に達するまでの間において、その傷病により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する1級、2級及び3級の障害等級（以下この条において「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態に至ったもの
- 二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この号において「基準傷病」という。）に係る初診日において加入者であった者であって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日から65歳に達するまでの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったもの

（趣旨）

- 法第29条第2項の規定に基づき障害給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の受給の要件及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

（留意事項）

- この規定の各号のいずれか一つに該当する者のみに障害給付金を支給することも可能であること。
- 障害給付金を年金として支給することもできること（法第44条）。その場合には、老齢給付金及び障害給付金の支給停止に係る規定を規約に定めることもできること（法第39条及び第45条）。また、その場合には、障害給付金の受給権の失権についての規定を定めること（法第46条）。
- 簡易な基準に基づく確定給付企業年金においては、障害給付金を支給しないこと（規則第52条第5号）。

(一時金額)

第32条 障害給付金の額は、前条各号の状態に至ったときを加入者の資格を喪失した日とみなして、第27条の規定を適用して算定した額とする。

2 障害給付金の額を算定する場合において、当該障害給付金の受給権者に既に支給した障害給付金があるときは、既に支給した障害給付金の額の算定の基礎となった加入者期間は、当該障害給付金の給付の額の算定の基礎となる期間から控除する。

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき障害給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 障害給付金の額は、老齢給付金の受給権者となった者が同時に障害給付金の受給権者となったときに支給する障害給付金の現価相当額（当該障害給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する障害給付金の現価相当額と一時金として支給する障害給付金の額とを合算した額）が当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上回らないものであること（令第23条第1項第3号）。なお、第2項の規定は、同号の規定に配慮して規約に定めるものであること。
- 障害の程度(障害等級)に応じて障害給付金の額を差別化することも可能であること。

〔第5節 遺族給付金〕

（支給要件及び支給の方法）

第33条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を年金として支給する。

一 老齢給付金の支給を受けている者

〔二 第23条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者〕

2 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

一 加入者期間が3年以上である加入者（老齢給付金の支給要件を満たしている者を除く。）

〔二 加入者期間が3年以上である加入者であった者であって、第28条第1項の規定に基づき脱退一時金〔の全部又は一部〕の支給の繰下げの申出をしているもの〕

（趣旨）

- 法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の受給の要件及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

（留意事項）

- 第1項第2号及び第2項第2号の規定は、制度上、当該者が存在し得る場合に規約に定めるものであること。
- 給付対象者は可變的であること（法第47条）。また、このほか、障害給付金を支給する場合には、障害給付金の受給権者も給付対象者とすることができること（令第33条第4号）。
- 法第47条においては、給付対象者となり得る者について、「老齢給付金の受給権者」ではなく、「老齢給付金の支給を受けている者」と規定していることから、これらの語義の違いを踏まえ、老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者が死亡した場合には、未支給給付として処理すること。《第17条参照》
- 遺族給付金を年金又は一時金としてのみ支給することもできること（法第49条）。また、いかなる給付対象者の遺族に年金又は一時金を支給するかは、可變的であること。

(遺族の範囲及び順位)

第34条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 子（給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- 三 前二号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

[2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。]

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の受給の要件に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第2項の規定を定めない場合には、遺族給付金は、それを受けるべき同順位の者の共有に属すること（民法第898条）。
- 遺族給付金を受けることができる者及びその順位は、可変的であること（法第48条）。

(年金として支給する遺族給付金の支給期間)

〔第35条〕年金として支給する遺族給付金の支給期間は、第14条第1項の規定にかかわらず、〇年から給付対象者が老齢給付金の支給を受けた期間〔及びその遺族が遺族給付金の支給を受けた期間〕を控除した期間とする。

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給する場合であって、遺族給付金を有期年金として支給するときは、法第4条第5号の規定により、給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 〔 〕内の規定は、法第51条第2項の規定に基づき遺族給付金の受給権者が死亡したときに、当該受給権者の次の順位の遺族に遺族給付金を支給する場合に規約に定めるものであること。
- 老齢給付金又は障害給付金の給付を受けている者が死亡したときにその遺族に対し年金として支給する遺族給付金の支給期間は、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間として一定の期間を規約に定めている場合には、法第33条ただし書の規定にかかわらず、5年未満とすることができること。ただし、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間のうち給付を受けていない期間を下回ることができないこと（法第50条）。

(年金月額及び一時金額)

第36条 年金として支給する遺族給付金の月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第33条第1項第1号に掲げる者が死亡した場合 同号に掲げる者が支給を受けていた年金の月額

〔二 第33条第1項第2号に掲げる者が死亡した場合 第23条第3項の規定により算定した額〕

2 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第33条第2項第1号に掲げる者が死亡した場合 第27条の規定により算定した額

〔二 第33条第2項第2号に掲げる者が死亡した場合 第28条第4項の規定により算定した額〕

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1項第2号及び第2項第2号の規定は、制度上、当該者が存在し得る場合に規約に定めるものであること。
- 遺族給付金の額は、老齢給付金の受給権者となった者が受給権の取得と同時に死亡した場合においてその者の遺族に支給する遺族給付金の現価相当額（当該遺族給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する遺族給付金の現価相当額と一時金として支給する遺族給付金の額とを合算した額）が当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上回らないものであること（令第23条第1項第4号）。
- 簡易な基準に基づく確定給付企業年金において、遺族給付金を支給する場合には、当該遺族給付金の額は、老齢給付金の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価相当額又は法第29条第1項第2号に係る脱退一時金の額以下となっていること（規則第52条第6号）。

(年金に代えて支給する一時金)

〔第37条〕年金として支給する遺族給付金の受給権者は、当該遺族給付金の支給期間が終了するまでの間、いつでも当該遺族給付金を一時金として支給することを請求することができる。

2 前項の請求をした年金として支給する遺族給付金の受給権者に一時金として支給する遺族給付金の額は、年金として支給する遺族給付金の月額に当該遺族給付金の支給期間から当該遺族給付金の受給権者が遺族給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じて別表第〇に定める率を乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給する場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法及び方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 法第49条において「遺族給付金は、規約で定めるところにより、年金又は一時金として支給するものとする。」と規定されていることから、年金として支給することを原則とする遺族給付金を一時金として支給することも可能であること。なお、その場合における留意事項については、一時金として支給する老齢給付金の例に準ずること。

(失権)

〔第38条〕遺族給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 遺族給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき。

〔2 前項の規定にかかわらず、遺族給付金の受給権者が死亡したときは、当該受給権者の次の順位の遺族に当該遺族給付金を支給する。〕

〔3 遺族給付金の受給権は、第1項各号に該当することとなったときのほか、遺族給付金の受給権者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- 二 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- 三 離縁により、給付対象者との親族関係が終了したとき。〕

(趣旨)

- 法第29条第2項の規定に基づき遺族給付金を支給し、かつ、法第49条の規定に基づき遺族給付金の全部又は一部を年金として支給する場合には、法第51条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- この規定は、遺族給付金の全部を一時金として支給する場合には、規約に定める必要はないこと（一時金給付は、その全部の支給を受けたときは、当然に失権となるため、その旨をあえて規約に定める必要はないこと。）。また、その場合において、遺族給付金を支給する前に当該遺族給付金の受給権者が死亡したときは、未支給給付として処理すること。《第17条参照》
- 第3項の規定中、各号の規定については、法第51条第3項の「規約で定めるところにより、受給権者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅するものとすることができる。」との規定の文理からして、必ずしもその全てを規約に定めることは要しないと解して差し支えないこと。また、例えば、第3項第1号の規定について、「婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき（当該遺族給付金の受給権者が給付対象者の配偶者である場合に限る。）。」とするなど、規定の適用対象を限定することも差し支えないこと。
- 遺族給付金の受給権者が、第3項各号のいずれかに該当することとなったことにより、当該遺族給付金の受給権が消滅した場合に、当該受給権者の次の順位の遺族に当該遺族給付金を支給することは認められないこと（法第51条第2項の反対解釈）。

第5章 掛金

(掛金)

第39条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、{毎月；毎年1回}、掛金を拠出する。

(趣旨)

- 法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 掛金は、事業主が年1回以上、定期的に拠出するものであること(法第55条第1項)。
- 掛金の額は、加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならず(法第55条第4項第1号)、適正かつ合理的な方法により算定されるものであること(法第55条第4項第2号)。

(標準掛金)

第40条 掛金のうち、標準掛金の額は、{毎月〇日；毎年〇月〇日}現在における各加入者の標準給与を合算した額に△. △パーセントを乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、掛金の額の算定方法として、給与（給与に類するもの）に一定の割合を乗ずる方法（法第55条第4項第2号及び規則第38条第1項第1号に規定する方法）を用いる場合の例であること。
- 給付の額の算定の基礎としない期間にある加入者（例えば、受換者であって、いわゆる「加入待期期間」となるべき期間にあるもの、休職中の者、労働協約等の規定により退職金の額が増加しない一定の年齢以上の者であることが想定される。）については、標準掛金の額の計算の基礎となる加入者の数から控除して差し支えないこと。また、他の掛金の額の計算についても同様であること。《代替例3、第6条代替例5～7参照》

(代替例1) 掛金の額の算定方法として、定額に一定の割合を乗ずる方法（法第55条第4項第2号に規定する方法）を用いる場合

第40条 掛金のうち、標準掛金の額は、〇円に {毎月△日；毎年△月△日}現在における加入者の数を乗じて得た額とする。

(代替例2) 掛金の額の算定方法として、加入者の給与に加入者の年齢に応じて定めた割合を乗ずる方法（規則第38条第1項第3号に掲げる方法）を用いる場合

第40条 掛金のうち、標準掛金の額は、{毎月〇日；毎年〇月〇日}現在における各加入者の標準給与の額に各加入者の年齢に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

(代替例3) 休職中の者を加入者とし、かつ、給付の額の算定に用いる期間として、加入者期間から休職期間を控除した期間を用いる場合であって、掛金の額の算定の基礎となる加入者の数から休職中の加入者の数を控除するとき

第40条 掛金のうち、標準掛金の額は、{毎月〇日；毎年〇月〇日}現在における各加入者（△△会社就業規則第〇条の規定に基づく休職中の者を除く。）の標準給与を合算した額に◇. ◇パーセントを乗じて得た額とする。

(特別掛金)

〔第41条〕掛金のうち、特別掛金の額は、過去勤務債務の額を平成〇年〇月から20年で償却するため、{毎月△日；毎年△月△日}現在における各加入者の標準給与を合算した額に□. □パーセントを乗じて得た額とする。

(趣旨)

- 過去勤務債務の額を償却するために特別掛金の拠出が必要となる場合には、法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、特別掛金の額をいわゆる「元利均等償却方式」(規則第46条第1項第1号に掲げる方法)により計算する場合の例であること。なお、例えば、掛金の拠出を年1回とし、かつ、過去勤務債務の額の予定償却期間を月単位としている場合には、掛金率について、「□. □パーセント(平成◇年[◇月]から平成●年[●月]までの1年間にあっては、▲. ▲パーセント)」とするなど、あらかじめ、償却を終える予定の最後の年に係る掛金率を明確に定めること。
- 特別掛金に係る規定は、特別掛金を拠出することが必要な場合に規約に定めるものであるが、直ちに特別掛金を拠出する必要がない場合であっても、あらかじめ、特別掛金に係る規定を定めておくことは差し支えないこと(過去勤務債務の額の償却を終えた後、特別掛金に係る規定を存置しておくことも差し支えないこと)。ただし、その場合には、特別掛金の額が零(過去の期間を適用期月とする規定を存置して、事実上、零となる場合を含む。)となるように定めること。なお、第94条で、実施事業所の減少に伴い一括拠出する掛金の額として特別掛金の額の予想額の現価を用いる場合には、特別掛金に係る規定がなければ、規約全体としての整合性を欠くこととなるため、必ず、特別掛金に係る規定を定めること。
- 特別掛金の額は、規則第46条第1項各号に掲げるいずれかの方法により計算されなければならないこと。
- 特別掛金の額をいわゆる「元利均等償却方式」(規則第46条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「弾力償却方式」(規則第46条第1項第2号に掲げる方法)により計算する場合には、過去勤務債務の額を3年以上20年以内で償却するよう、計算する必要があること(規則第46条第1項第1号及び第2号)。《代替例1参照》
- 特別掛金の額をいわゆる「定率償却方式」(規則第46条第1項第3号に掲げる方法)により計算する場合には、過去勤務債務の額に100分の15以上100分の50以下の一定の割合を乗じて償却することとし、毎事業年度の特別掛金の額を規約に規定する

必要があること（規則第46条第1項第3号括弧書）。《代替例2参照》

- 法附則第25条第1項の規定に基づき適格退職年金契約に係る権利義務を承継した確定給付企業年金には、規則第46条の規定（特別掛金）の適用について、特例が認められていること（規則附則第8条）。

（代替例1）特別掛金の額をいわゆる「弾力償却方式」（規則第46条第1項第2号に掲げる方法）により計算する場合

第41条 掛金のうち、特別掛金の額は、過去勤務債務の額を平成○年○月から遅くとも20年以内に償却するため、{毎月△日；毎年△月△日}現在における各加入者の標準給与を合算した額に□. □以上◇. ◇以下で次項に定める率を乗じて得た額とする。
2 前項の率は、平成●年〔●月〕から平成▲年〔▲月〕までの間、■. ■とする。

（注）第1項中「20年以内」とあるのは、3年以上20年以内で選択した予定償却期間とすること（規則第46条1項第1号及び第2号）。

（代替例2）特別掛金の額をいわゆる「定率償却方式」（規則第46条第1項第3号に掲げる方法）により計算する場合

第41条 掛金のうち、特別掛金の額は、過去勤務債務の額に100分の15を乗じて得た額として定めることとし、次の各号に定める事業年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 平成○年〔○月〕から平成△年〔△月〕までの事業年度 □円
二 平成●年〔●月〕から平成▲年〔▲月〕までの事業年度 ■円

（注）あらかじめ、複数事業年度の特別掛金の額を規約に定めておくことは差し支えないこと。

(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を償却するための特例掛金)
〔第42条〕掛金のうち、次回の財政再計算の結果に基づく掛金を適用する日までに発生すると見込まれる積立不足の予想額を償却するための特例掛金の額は、平成〇年〔〇月〕から平成△年〔△月〕までの間、〔毎月；毎年〕□円とする。

(趣旨)

- 規則第44条の規定に基づき、次回の財政再計算までに積立不足が発生すると予想される場合に、当該積立不足の額の予想額を償却するための掛金を拠出することとするときは、法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 当該特例掛金に係る規定は、当該特例掛金を拠出することとする場合に規約に定めるものであるが、直ちに当該特例掛金を拠出する必要がない場合であっても、あらかじめ、規約に当該特例掛金に係る規定を定めておくことは差し支えないこと（積立不足の予想額の償却を終えた後、当該特例掛金に係る規定を存置しておくことも差し支えないこと）。ただし、その場合には、特例掛金の額が零（過去の期間を適用期月とする規定を存置して、事実上、零となる場合を含む。）となるように定めること。
- 当該特例掛金は、規則第44条各号に掲げる事情によって、積立不足が発生すると予想される場合に拠出するものであること。
- 当該特例掛金は、積立金の額が、責任準備金の額又は最低積立基準額を下回ることが予想される場合に、当該下回ることが予想される額のうちいずれか大きい額を償却するためのものとして、積立不足の予想額の償却が次回の財政再計算のときに完了するように計算されるものであること（規則第47条）。なお、「次回の財政再計算のとき」とは、「次回の財政再計算の結果に基づく掛金を適用する日」と解すること。
- このほか、非継続基準に抵触した場合に拠出する掛金及び当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合に臨時拠出する掛金も「特例掛金」と称されること（承認・認可基準3-3(1)、(4)③）。《第49条、第50条参照》

(事務費掛金)

[第43条] 掛金のうち、本制度の業務委託費に充てるための事務費掛金の額は、平成〇年〔〇月〕から平成△年〔△月〕までの間、〔毎月；毎年〕□円とする。

(趣旨)

- 確定給付企業年金の実施に要する事務費を拠出する場合には、令第2条第6号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 業務委託費を確定給付企業年金の事務費から賄う場合に規定すればよいこと。なお、事業主が当該事務費を全額負担する場合には、あえて規定する必要はないこと。

(掛金の負担割合)

第44条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(趣旨)

- 法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 加入者が掛金の一部を負担することができること(法第55条第2項)。《代替例参照》
- 加入者が負担する掛金の額が、当該加入者に係る掛金の2分の1を超えないこと(令第35条第1号)。
- 加入者が掛金を負担する場合には、当該加入者の同意が必要であること。なお、当該同意の取得に係る手続及び法令の解釈は、規則第37条の規定並びに法令解釈通知第4の1(1)及び(2)に定める基準によること。
- 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合には、以後当該加入者は掛金を負担しないこと(令第35条第3号)。
- 掛金を負担することに同意しなかった加入者及び掛金を負担しないことを申し出た加入者は、規約変更によりその者が負担する掛金の額が減少する場合を除き、以後掛金を拠出しないこと(令第35条第4号)。なお、「掛金の額の減少」についての解釈は、法令解釈通知第4の1(2)に定める基準によること。
- 掛金を負担する加入者と負担しない加入者では、給付の額に、当該掛金の拠出額に相当する程度の差を設けること(法令解釈通知第4の1(3))。

(代替例) 加入者が標準掛金の一部を拠出する場合

第44条 掛金のうち標準掛金は、その額の○パーセントを事業主が負担し、残りの額を加入者が負担する。

- 2 加入者が負担する掛金は、加入者の資格を取得したときに当該掛金を負担することに同意した加入者のみが負担する。
- 3 加入者が掛金を負担しないことを申し出た場合にあっては、当該加入者は、当該申出をした日の属する月の{翌月；翌月以後最初に到来する△月}から掛金を負担しないものとする。
- 4 加入者の資格を取得したときに掛金を負担することに同意しなかった加入者及び前項の申出をした加入者は、当該掛金を再び負担することはできない(この規約の変更によりその者が負担する掛金の額が減少することとなる場合を除く。)

[5 掛金のうち、標準掛金以外のものは、事業主がその全額を負担する。]

(注) 加入者が掛金を負担しないことを申し出た場合に、当該掛金の拠出を停止する時期については、法令上の規定はないが、法令上、加入者が掛金を負担することは義務とされていないこと（法第55条第2項）にかんがみ、可能な限り速やかに（例えば、掛金を毎月拠出することとしている場合には、申出の翌月から、毎年1回拠出することとしている場合には、翌年から）停止するよう、第3項に規定すること。

(掛金の納付)

第45条 事業主は、{毎月；毎年}の掛金〔(事務費掛金を除く。)〕を{翌月〇日；〇月〇日}(資産管理運用機関の休業日である場合には翌営業日)までに資産管理運用機関に納付する。

2 納付する掛金の額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(趣旨)

- 法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 掛金の納付期限を明確に定めること。なお、納付期限は、原則として、掛金に対応する期間の末日の属する月の翌月までとすること(承認・認可基準3-3(3)①)。
- 端数処理の方法は合理的に定めること。
- 事業主は、特別掛金、特例掛金及び第50条に規定する臨時掛金について、金銭に代えて上場株式で納付することができること(法第56条第2項及び令第36条)。なお、その場合の手續等については、令第36条の規定及び規則第39条から第42条までの規定によること。
- 事業主の掛金の納付に係る債権・債務の消滅時効については、確定給付企業年金法令に特段の規定がない以上、当然に一般法たる民法の規定が適用されるため、あえて規約に定める必要はないこと。

(財政再計算)

第46条 事業主は、将来にわたって財政の均衡が保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(趣旨)

- 法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 財政再計算は、少なくとも5年ごとに行う必要があること(法第58条第1項)。また、「少なくとも5年ごと」との規定については、計算基準日ではなく、変更前後の掛金の適用日の間隔が5年以内であることを求めるものと解すること(仮に、計算基準日の間隔が5年以内であることと解すれば、法第58条第1項の規定により財政再計算を行うに当たって、新たに確定給付企業年金を実施しようとするときに選択した計算基準日を将来にわたって常に「基準」として考慮すべきこととなる場合も想定されるが、このことは、規則第49条第4号で、法第58条第1項の規定により財政再計算を行う場合の計算基準日について、「当該財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定することとなる日の前1年以内のいずれかの日」と規定し、掛金の額を算定することとなる日(掛金の適用日)を「基準」として、一定の期間のうちから計算基準日を選択できることとしていることと整合的でなく、失当であること。)。したがって、第1項中「少なくとも5年ごとに」との規定は、「掛金を適用しなければならない。」に係るものであること。
- 法第58条第2項又は第62条の規定に基づく財政再計算を行い、その結果に基づく掛金を適用した場合には、当該掛金の適用日と、次回の法第58条第1項の規定に基づく財政再計算の結果に基づく掛金の適用日の間隔が5年以内であればよいこと。
- 法第58条第1項は、少なくとも5年ごとに、必ず財政再計算の結果に基づく掛金を適用しなければならないと規定し、同条第2項は、規則第50条各号に掲げる場合には、必ず財政再計算をしなければならないと規定しているのであって、任意の時期に、任意の理由により、法第58条第1項の規定に基づき財政再計算を実施することは、法令上、何ら妨げられていないこと。なお、これらの財政再計算を実施した場合には、いずれの場合も、その計算基準日に応じて、令第23条第2項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び給付の額の算定の基礎となる予定利率(いわゆる「給付利率」)の下限が変動することとなること(規則第24条第1号及び第26条第3項第1号)。
- 財政再計算の計算基準日は、規則第49条第4号又は第5号の規定によること。

(積立金の額の評価)

第47条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

(趣旨)

- 法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、積立金の額を時価により評価する場合の例であること。なお、「時価」の解釈は、法令解釈通知第4の3(1)に定める基準によること。
- 積立金の額の評価の方法は、規則第48条第1項各号に掲げるいずれかの方法によること。
- 積立金の額の評価の方法は、規則第48条第2項各号に掲げる場合を除き、継続して用いること。
- 積立金の額の評価方法として、いわゆる「数理的評価方式」(規則第48条第1項第2号に掲げる方法)を用いる場合における同号の規定の解釈は、法令解釈通知第4の3(2)に定める基準によること。《代替例参照》

(代替例) 積立金の額の評価方法として、いわゆる「数理的評価方式」(規則第48条第1項第2号に掲げる方法)を用いる場合

第47条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、{時価移動平均方式；収益差平滑化方式；評価損益平滑化方式}(規則第48条第2号に掲げる方法をいう。)により評価する。この場合において、平滑化期間は5年、許容乖離率は〇パーセントとする。

(注) 平滑化期間は、5年以内の期間とする必要があること(法令解釈通知第4の3(2))。

第6章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第48条 事業主は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額（法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。）から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

2 前項の許容繰越不足金の額は、当該事業年度以後20年間における標準掛金の額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(趣旨)

- 法第4条第6号及び第7号の規定により、掛金の抛出及び財務に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第2項の規定は、許容繰越不足金の額を規則第56条第1号に規定する額とする場合の例であること。なお、当該事業年度以後20年間における標準掛金の額の予想額に乘じる率は100分の15を超えないこと（規則第56条第1号ロ）。
- 許容繰越不足金の額は、規則第56条各号に掲げる額とすること。《代替例参照》
- 継続基準に抵触した場合の財政再計算は、当該事業年度の末日を計算基準日として行うこと（規則第57条第1項）。
- 当該財政再計算の結果に基づく掛金の額の算定は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに行われるものであること（規則第57条第2項）。なお「当該財政再計算の結果に基づく掛金の額の算定は、(中略)遅くとも翌々事業年度の初日までに行われる」との規定は、遅くとも翌々事業年度の初日までに当該再計算の結果に基づく掛金を適用することを規定したものであること。
- 継続基準の財政検証に用いる積立金の額は、掛金の額を計算する場合の積立金の額の評価の方法を用いること（規則第63条第1項）。
- 法附則第25条第1項の規定に基づき適格退職年金契約に係る権利義務を承継した確定給付企業年金については、第2項中「20年」とあるのは、「平成14年4月1日から当該権利義務を承継した日までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を30年から控除して得た年数」を定めること（規則附則第10条）。ただし、任意の時期に、任意の理由により、法第58条第1項の規定に基づき財政再計

算を実施することは、法令上、何ら妨げられていないことから、継続基準の財政検証に係る法令の規定に違反しない範囲で、任意に、例えば、規則附則第10条の規定に基づく規約の本則の規定にかかわらず、「平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を30年から控除して得た年数（当該年数が20年未満となる場合にあっては、20年とする。）」とすること、原則どおり「20年」とすること等を規約の附則に定めることは差し支えないこと。《第46条参照》

（代替例）許容繰越不足金の額を規則第56条第2号に規定する額とする場合

第48条 （略）

2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 （略）

（注）責任準備金の額に乘じる率は、掛金の額を計算する場合の積立金の額を時価により評価する場合には100分の15、いわゆる「数理的評価方式」（規則第48条第1項第2号に掲げる方法）により評価する場合には100分の10を超えないこと（規則第56条第2号）。

(非継続基準の財政検証)

第49条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条〔第1号；第2号〕の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の合計額の現価とする。

〔3 前項の現価を算定するに当たっては、基準日以前の〇年間ににおける〔再評価率；指標；再評価率及び指標〕の実績値の平均値を計算の基礎として用いる。〕

4 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付

〔二 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第23条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金〕

三 基準日において、加入者期間が20年以上である者（加入者〔及び第26条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者〕を除く。） その者が65歳に達したときに支給される老齢給付金

〔四 基準日において、第26条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第28条第1項の規定に基づきその脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金〕

五 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者 その者が標準的な退職年齢に達した日（基準日において当該年齢以上である者にあつては、基準日。以下この項において「標準資格喪失日」という。）において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる老齢給付金の額に次のイに掲げる〔率；額〕をロに掲げる〔率；額〕で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日に加入者の資格を喪失した場合 {の加入者期間に応じて別表第△に定める〔率；額〕；に支給されることとなる老齢給付金の額}

ロ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合 {の加入者期間に応じて別表第△に定める〔率；額〕；に支給されることとなる老齢給付金の額}

六 基準日における加入者（前号に規定する者を除く。） その者が標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる脱退一時金の額に次のイに掲げる〔率；額〕をロに掲げる〔率；額〕で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日に加入者の資格を喪失した場合 {の加入者期間に応じて別表第□に定める〔率；額〕；に支給されることとなる脱退一時金の額}

□ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合 {の加入者期間に応じて別表第□に定める {率；額}；に支給されることとなる脱退一時金の額}

5 前項第5号の標準的な退職年齢は、60歳とする。

(趣旨)

- 法第4条第6号及び第7号の規定により、掛金の拠出及び財務に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第2項中「合計額の現価」とあるのは、法第60条第3項の規定に準拠したものであるが、最低積立基準額を計算する過程においては、各加入者等の最低保全給付の現価(最低積立基準額)を計算した上で、その合計額を求めるのが通常であることから、「現価の合計額」と規定して差し支えないこと。
- 第3項の規定は、給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合又は給付の額の改定方法として、指標を用いる方法(規則第28条第2項第2号に規定する方法)を用いている場合に規約に定めるものであること。なお、この規定では、再評価率及び指標の予測として、基準日以前の○年間の実績値の平均値を使用することとしているが、予測の方法は任意であること(規則第55条第2項)。
- 第4項第2号及び第4号の規定は、制度上、当該者が存在し得る場合にそれぞれ規約に定めるものであること。
- 第4項第3号中〔 〕内の規定は、制度上、当該者が存在し得る場合に規約に定めるものであること。
- 第4項第3号及び第5号に掲げる老齢給付金について、例えば、受給権者が複数の支給期間のうち一つを選択できることとしているなど、複数の老齢給付金が想定される場合には、いずれの老齢給付金を指すのかを明確に定めること。
- 第4項第5号及び第6号の規定は、これらの号に掲げる者の最低保全給付の額を規則第54条第1項第1号に掲げる方法により計算する場合の例であること。この場合、規則第54条第1項第2号の規定との違いにかんがみ、第4項第5号の老齢給付金の額は、いわゆる「据置利率」による利子を加算したものと解すること。ただし、同号イ中{ }内の「老齢給付金の額」については、必ずしもそのように解することを要しないこと。また、これらの号それぞれのイ及びロ中「別表第△」及び「別表第□」に定める率又は額は、加入者期間(給付の額の算定の基礎となる期間)に応じて定まる率又は額であればよいこと。

- 退職事由に応じて給付の額を差別化している場合には、第4項第5号及び第6号に掲げる給付の額について、いかなる事由により加入者の資格を喪失した場合の給付の額を指すのかを明確に定めること。
- 規則第54条第1項第1号の「当該事業年度の末日までの加入者期間」との規定は、当該事業年度の末日に加入者の資格を喪失した場合に、第6条の規定により計算される加入者期間を指すこと。したがって、第4項第5号イ及び第6号イでは、「基準日に加入者の資格を喪失した場合」について規定していること。
- 加入者の最低保全給付の額の計算方法は、規則第54条第1項各号に掲げる方法によること。なお、第5項の規定は、規則第54条第1項第1号に規定する「標準的な年齢」を「60歳」とする場合の例であること。《代替例1参照》
- 法第28条第3項の規定に基づく加入者となる前の期間の加入者期間への算入又は給付の額の増額を行う場合にあつては、経過的に最低保全給付の額を減額できること（規則第54条第2項）。《代替例2参照》
- 非継続基準の財政検証に用いる積立金の額は、時価で評価すること（規則第63条第2項）。
- 最低保全給付及び最低積立基準額に係る法令の解釈は、法令解釈通知第5に定める基準によること。

（代替例1）加入者の最低保全給付の計算方法として、規則第54条第1項第2号に掲げる方法を用いる場合

第49条 （略）

2・3 （略）

4 （略）

一～四 （略）

五 基準日において、加入者であつて、加入者期間が20年以上である者 その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額（加入者の資格を喪失した日から老齢給付金の支給要件を満たす日までの期間に応ずる利子に相当する額を加算しないものとして計算した額）に当該加入者の基準日における年齢に応じて別表第○に定める率を乗じて得た額

六 基準日における加入者（前号に規定する者を除く。） その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額に当該加入者の基準日における年齢に応じて別表第△に定める率を乗じて得た額

（注）規則第54条第1項第2号に掲げる方法により加入者の最低保全給付の額を計算する場合には、同号の「当該事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合」との規定の文理に従い、「基準日に加入者の資格を喪失した場合」について

規定すること。

(代替例2) いわゆる「加入待期期間」又は他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入する場合であって、最低保全給付の額の一部を控除する場合

第49条 (略)

2～5 (略)

6 第6条第2項の規定により加入者となる前の期間を加入者期間に算入された者に係る第4項第5号及び第6号の最低保全給付の額は、これらの規定にかかわらず、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、当該加入者となる前の期間を加入者期間に算入した日から基準日までの年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては零とする。)を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(注) 第6項の規定は、第6条において、令第22条第1項第2号又は第3号の規定に基づく加入者となる前の期間を加入者期間に算入することとしている場合であって、規則第54条第2項の規定に基づき最低保全給付の一部を控除する措置を講ずるときに規約に定めるものであること。なお、令第22条第1項第1号の規定に基づき加入者となる前の期間を加入者期間に算入する場合に、規則第54条第2項の規定に基づき最低保全給付の一部を控除する措置は、そのときに加入者である者のみに係る経過的な措置であることにかんがみ、当該措置を講ずる場合には、その旨を規約の附則に定めること。《第6条代替例3・4、附則第4条参照》

(臨時拠出による特例掛金)

〔第50条〕当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を特例掛金として拠出する。

(趣旨)

- 規則第64条の規定に基づき、当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合に、臨時拠出による特例掛金を拠出するときは、法第4条第6号及び第7号の規定により、掛金の拠出及び財務に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

第7章 積立金の運用

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第51条 事業主は、法第65条第1項の規定に基づき、次に掲げる契約を締結する。

- 一 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
- 二 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約（以下「生命保険契約」という。）
- 三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）を相手方とする生命共済の契約（以下「生命共済契約」という。）

2 前項第1号に規定する信託の契約は、受益者に支払うべき支払金が、加入者若しくは加入者であった者〔又はこれらの者の遺族〕が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。

3 第1項第1号に規定する信託の契約〔のうち、次項に規定する年金特定信託契約以外の契約〕（以下「年金信託契約」という。）は、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に該当するものでなければならない。

〔4 事業主は、法第65条第2項の規定に基づき、第1項第1号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、投資顧問業者と投資一任契約を締結できる。この場合における信託の契約（以下「年金特定信託契約」という。）は、令第38条第1項第2号に該当するものでなければならない。〕

5 第1項第2号又は第3号に規定する生命保険契約又は生命共済契約は、令第38条第2項各号に該当するものであるほか、保険金受取人又は共済金受取人に支払うべき保険金又は共済金が、加入者若しくは加入者であった者〔又はこれらの者の遺族〕が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。

〔6 第4項に規定する投資一任契約は、令第39条の規定に適合するものでなければならない。〕

7 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に第1項各号に掲げる契約の相手方となるべき者を定めて、同項各号に掲げるいずれかの契約を締結しなければならない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第65条第1項、第2項及び第4項並びに令第38条及び第39条の規定の趣旨を明確化するもの。）。)

(留意事項)

- 第1項各号には、法第65条第1項の規定に基づき締結することを予定している契約のみを掲げる。また、第4項及び第6項の規定は、投資一任契約を締結する予定がある場合に規約に定めること（法第65条第2項）。

- 第2項及び第5項の規定は、法令上に規定はないが、法第30条第3項の規定の趣旨に則り、当然の内容を規約に定めるものであること。
- 遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）

(資産管理運用機関及び投資顧問業者)

第52条 資産管理運用機関〔及び投資顧問業者〕の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類別	名称	住所
年金信託契約	〇〇信託銀行株式会社	●●県●●市●●
生命保険契約	△△生命保険相互会社	▲▲県▲▲市▲▲
生命共済契約	全国共済農業協同組合連合会	△△県△△市△△
〔投資一任契約〕	□□投資顧問株式会社	■ ■ 県 ■ ■ 市 ■ ■ 〕
〔年金特定信託契約〕	◇◇信託銀行株式会社	◆◆県◆◆市◆◆〕

(趣旨)

- 法第4条第3号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 資産管理運用機関〔及び投資顧問業者〕の名称及び住所を記載するに当たっては、別表を用いて差し支えないこと。
- それぞれの種別の契約を複数の資産管理運用機関と締結すること（例えば、年金信託契約を複数の信託銀行と締結すること）は差し支えないこと。

(運用管理規程)

〔第53条〕第51条第1項各号に掲げる契約〔及び同条第4項に規定する投資一任契約〕に係る次の事項は、運用管理規程に定めるものとする。

- 一 契約に係る掛金の払込の割合
- 二 契約に係る給付費等の負担の割合
- 三 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う資産管理運用機関
- 四 資産の額の変更の手續

- 2 運用管理規程の策定及び変更は、加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、加入者の過半数で組織する労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者（以下この条において「労働組合等」という。）の同意を得て、事業主が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められる場合には、事業主は、前項に規定する労働組合等の同意を得ずに、運用管理規程を変更することができる。
- 4 事業主は、前項の規定による運用管理規程の変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。
- 5 前2項に規定する手續による運用管理規程の変更は、運用管理規程において、あらかじめ、当該手續により運用管理規程の変更をすることができることが定められている場合に限りすることができる。

(趣旨)

- 事業主が、規約とは別に「運用管理規程」を定める場合には、令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 規約に定めるべき事項の内容は、法令解釈通知第2の4に定める基準によること。
- 複数の事業主が共同して実施する確定給付企業年金において、規約とは別に「運用管理規程」を定める場合には、「運用管理規程」において別表を用いるなどしつつ、全ての事業主名が明らかとなるように定めること。

運用管理規程 (例)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇会社〔規約型〕確定給付企業年金の積立金の管理及び運用に関する契約の締結に関し、〇〇会社〔規約型〕確定給付企業年金規約（以下「規約」という。）第53条第1項各号に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資することを目的とする。

(資産管理運用機関の掛金の払込及び給付費等の負担の割合)

第2条 資産管理運用機関（規約第51条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。）の掛金の払込及び給付費等の負担の割合は、別表に掲げる割合とする。

（規程の変更）

第3条 前条に規定する事項の変更は、加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、加入者の過半数で組織する労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」という。）の同意を得て、事業主が行う。

（資産の額の変更）

第4条 資産管理運用契約（規約第59条に規定する資産管理運用契約をいう。）に関して、第2条に規定する掛金の払込又は給付費等の負担の割合の変更以外の事由による当該契約に係る資産の額の変更は、労働組合等の同意を得て、事業主が行う。

（規程等の変更の特例）

第5条 前2条の変更は、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合には、これらの規定にかかわらず、事業主は、労働組合等の同意を得ずに、当該変更をすることができる。

2 事業主は前項の規定による変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表

資産管理運用機関の名称	掛金の 払込割合 (%)	給付費等の 負担割合 (%)	投資顧問業者の名称
◎ ○○信託銀行株式会社	●●	●●	
○ △△生命保険相互会社 （うち第1特約） （うち第2特約）	▲▲ (▼▼) (▼▼)	▲▲ (▼▼) (▼▼)	
全国共済農業共同組合連合会	△△	△△	
◇◇信託銀行株式会社	■ ■	■ ■	□□投資顧問株式会社
合 計	1 0 0	1 0 0	

※1 制度全体の取りまとめ及び規約第51条第1項各号に掲げる契約ごとの取りまとめを行う資産管理運用機関に◎印を付している。

※2 規約51条第1項各号に掲げる契約ごとの取りまとめを行う資産管理運用機関に○印を付している。

(積立金の運用)

第54条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第67条の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(運用の基本方針及び運用指針)

第55条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 事業主は、基本方針と統合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関〔及び第51条第4項の規定により投資一任契約を締結した投資顧問業者〕に交付しなければならない。ただし、生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の13に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（令第45条並びに規則第83条第1項及び第4項の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 第3項ただし書には、法第65条第1項の規定に基づき締結することを予定している契約のみを規定すればよいこと。
- 当該事業年度の前事業年度の末日（当該事業年度が事業開始の初年度である場合においては、当該事業年度の初日）において当該規約型確定給付企業年金の加入者の数が300人未満であり、かつ、運用に係る資産の額が3億円未満である規約型確定給付企業年金にあつては、この規定を定める必要はない（運用の基本方針を作成する必要はない）こと（規則第82条）。
- 年金特定信託契約の相手方については、令第45条第3項の規定により、運用指針を交付しなければならない契約の相手方からは除かれているものの、適切な資産管理を行うため、資産管理機関の評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められている行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等について指針を提示することが望ましいこと（法令解釈通知（別紙2）運用指針の策定指針の6）。

(分散投資義務)

第56条 事業主は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（令第46条の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 努力義務を義務化することは差し支えないこと。

(政策的資産構成割合)

第57条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めるよう努めなければならない。

2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの(規則第84条第1項の規定の趣旨を明確化するもの。)

(留意事項)

- 努力義務を義務化することは差し支えないこと。
- 法第56条第2項の規定に基づき掛金を金銭に代えて株式で納付する規約型確定給付企業年金の事業主は、規則第83条第1項第2号に規定する事項において、資産の構成割合を適切な方法により定めなければならないこと(規則第83条第3項)。

(資産の状況の確認)

第58条 事業主は、毎事業年度の末日において、第51条第1項〔及び第4項〕の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第84条第2項の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第59条 事業主は、資産管理運用契約（第51条第1項の規定により締結される同項各号に掲げる契約〔又は同条第4項の規定により締結される投資一任契約〕をいう。）に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(趣旨)

- 令第2条第1号の規定により、資産管理運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（令第47条の規定の趣旨を明確化するもの。）。

第8章 年金通算

第1節 脱退一時金相当額の移換

※ この節の規定中、第61条から第65条までの規定は、原則として規約に定めるものであるが、中途脱退者が存在し得ない確定給付企業年金（老齢給付金の支給要件として加入者期間に係る要件を課さない確定給付企業年金）においては、この節の規定を規約に定める必要はない。

（中途脱退者の選択）

〔第60条〕本制度の事業主は、本制度の中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であつて、第26条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）が本制度の加入者の資格を喪失したときに、当該本制度の中途脱退者に、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。

一 速やかに、脱退一時金を受給すること。

二 第64条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会（厚生年金保険法第149条第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）へ移換することを申し出ること。

三 本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。

四 第64条第1項の規定に基づき、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。

〔五 第28条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕

2 前項第3号、第4号〔又は第5号〕を選択した本制度の中途脱退者が、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項若しくは第64条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、本制度の事業主は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

（趣旨）

- 年金通算措置に係る事務の円滑な遂行のため、年金通算措置等事務取扱準則第2の1(1)⑤イの趣旨に則り、規約に定めることが望ましいもの。

（留意事項）

- [] 内の規定は、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げを認めている場合に規約に定めるものであること。

- 脱退一時金相当額の移換は、中途脱退者の申出により行われなければならないこと。
したがって、例えば、「中途脱退者が選択をしなければ、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに、脱退一時金相当額を連合会に移換することを選択したものとみなす。」などという趣旨の規定を定めることは、法令上の根拠がないため、認められない。

(代替例) 休職の開始を加入者の資格の喪失事由とし、かつ、当該資格の喪失事由に該当して脱退一時金の受給権者となった者のみが、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げの申出をできることとしている場合

第60条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であつて、第26条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）が本制度の加入者の資格を喪失したときに、当該本制度の中途脱退者に、次のいずれか（第5条第5号に該当して加入者の資格を喪失した者以外の者にあつては、第5号を除く。）を選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。

一～四 （略）

五 第28条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。

2 （略）

(注) 第1項の規定は、第5条第5号で「休職を開始する日の前日」を加入者の資格喪失の時期として規定している場合を想定していること。《第3条代替例8、第4条代替例8、第5条代替例2、第28条代替例参照》

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第61条 本制度の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後〇月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(趣旨)

- 法第81条の2第1項、第2項及び第4項並びに令第50条の2の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 脱退一時金相当額の移換期限を明確に定めること。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第62条 本制度の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があつたときは、当該申出があつた日以後〇月以内に、厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(趣旨)

- 法第115条の2第1項、第2項及び第4項並びに令第73条第5項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 脱退一時金相当額の移換期限を明確に定めること。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第63条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後〇月以内に、当該企業型年金又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(趣旨)

- 法第117条の2第1項から第3項までの規定及び令第73条第7項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 脱退一時金相当額の移換期限を明確に定めること。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第64条 本制度の中途脱退者は、本制度の事業主に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後〇月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(趣旨)

- 法第91条の2第1項、第2項及び第4項並びに令第65条の5第1項及び第2項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 脱退一時金相当額の移換期限を明確に定めること。

(中途脱退者への事業主の説明義務)

第65条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失したときは、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該本制度の中途脱退者に説明しなければならない。

(趣旨)

- 令第50条の4第1項、第65条の7第1項及び第93条第1項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 事業主が中途脱退者に説明しなければならない具体的な事項については、規則第89条の5第1項、第104条の4第1項及び第142条第1項並びに年金通算措置事務取扱準則第2の1(1)に定める基準によること。

〔第2節 脱退一時金相当額等の受換〕

（他の確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換）

第66条 本制度の資産管理運用機関は、〔別表第〇に掲げる〕他の確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者（法第81条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。）が、本制度の加入者の資格を取得した場合であつて、移換元確定給付企業年金の事業主等（事業主及び企業年金基金をいう。）に本制度の資産管理運用機関への脱退一時金相当額の移換を申し出たときは、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該申出に係る脱退一時金相当額の移換を受ける。

2 前項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、本制度の事業主は、当該移換金を原資として、当該移換元確定給付企業年金の中途脱退者に対し、第10条各号に掲げる給付の支給を行う。

（趣旨）

- 法第81条の2第2項の規定に基づき他の確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

（留意事項）

- 第1項の規定では、移換元確定給付企業年金の中途脱退者を「法第81条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。」と定義しているが、令第50条の2第1項において、他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる中途脱退者は、法第81条の2第1項に規定する中途脱退者から老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除いた者に限定されていることから、実際には、「令第50条の2第1項に規定する中途脱退者」の申出による脱退一時金相当額の移換を受けることとなること。
- 他の全ての確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けるのではなく、他の確定給付企業年金のうち一定の確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けることも可能であること（年金通算措置事務取扱準則第5の1）

(厚生年金基金からの脱退一時金相当額の移換)

第67条 本制度の資産管理運用機関は、〔別表第〇に掲げる〕厚生年金基金の中途脱退者（厚生年金保険法第144条の3第1項に規定する中途脱退者をいう。）が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金に本制度の資産管理運用機関への厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第144条の3第5項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換を申し出たときは、当該厚生年金基金から当該申出に係る厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受ける。

2 前項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、本制度の事業主は、当該移換金を原資として、当該厚生年金基金の中途脱退者に対し、第10条各号に掲げる給付の支給を行う。

(趣旨)

- 法第115条の3第2項の規定に基づき厚生年金基金から脱退一時金相当額の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 全ての厚生年金基金から脱退一時金相当額の移換を受けるのではなく、厚生年金基金のうち一定の厚生年金基金から脱退一時金相当額の移換を受けることも可能であること（年金通算措置事務取扱準則第5の1）。

(連合会からの積立金又は年金給付等積立金の移換)

第68条 本制度の資産管理運用機関は、中途脱退者等（法第115条の4第1項に規定する中途脱退者等及び厚生年金保険法第165条第1項に規定する中途脱退者等をいい、連合会が支給する老齢給付金又は老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、連合会に本制度の資産管理運用機関への積立金〔(別表第〇掲げる確定給付企業年金に係る積立金に限る。)〕又は年金給付等積立金（厚生年金保険法第165条第5項に規定する年金給付等積立金〔(別表第△掲げる厚生年金基金に係る年金給付等積立金に限る。)〕をいう。以下同じ。）の移換を申し出たときは、連合会から当該申出に係る積立金又は年金給付等積立金の移換を受ける。

2 前項の規定により本制度の資産管理運用機関が積立金又は年金給付等積立金の移換を受けたときは、本制度の事業主は、当該積立金又は年金給付等積立金を原資として、当該中途脱退者等に対し、第10条各号に掲げる給付の支給を行う。

(趣旨)

- 法第115条の4第2項又は厚年法第165条の2第2項の規定に基づき連合会から積立金又は年金給付等積立金の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(受換者に係る加入者期間の取扱い)

第69条 第66条第1項、第67条第1項又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金又は連合会を総称する。以下同じ。）から本制度の資産管理運用機関に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、厚生年金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間（以下この章において「本制度に係る加入者期間」という。）と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。〔ただし、本制度の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入するものであること（令第50条の3、第88条の3第2項若しくは基金令第52条の5の3第3項又は規則第89条の4、第141条第2項若しくは基金規則第72条の4の5第2項）。
- 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはできないこと（規則第89条の4第1号、第141条第2項第1号又は基金規則第72条の4の5第2項第1号）。《代替例参照》
- 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が1年未満である場合には、移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと（規則第89条の4第2号、第141条第2項第2号又は基金規則第72条の4の5第2項第2号）。なお、「加入者であった期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配慮すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得してから当該資格を喪失した日までの期間を指すが、後者は、計算方法次第で端数処理による切り上げ又は切り捨てがあり得るものであることに配慮すること。
- 算入する加入者期間は、中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法により計算されるものであること（規則第89条の4第3号、第141条第2項第3号又は基金規則第72条の4の5第2項第3号）。《代替例参照》

(代替例) 脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の一部を本制度に係る加入者期間に合算する場合

第69条 第66条第1項、第67条第1項又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金又は連合会を総称する。以下同じ。）から本制度の資産管理運用機関に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、厚生年金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間（以下この章において「本制度に係る加入者期間」という。）と、この規約に照らして当該脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となる期間として移換された脱退一時金相当額等の額に応じて別表第〇に定める期間（当該期間が当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、本制度の加入者であつた期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕

(受換者に係る標準年金月額取扱い)

第70条 受換者に係る標準年金月額は、第12条の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額を別表第〇に定める率で除して得た額を加算した額とする。

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、移換を受けた脱退一時金相当額等を原資として算定した年金の月額を、移換先の確定給付企業年金における原則に従って算定される年金の月額に加算して給付する場合の例であること。また、別表第〇には年金現価率を支給期間及び保証期間も含めて明確に定め、端数処理の方法は合理的に定めること(承認・認可基準3-2(5))。
- 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」(給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」(令第24条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「給与比例方式」(令第24条第1項第2号に掲げる方法)を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法(規則第28条第2項第2号ロに規定する方法)を用いる方法)を用いている場合には、脱退一時金相当額移換等の移換を受けたときに、当該脱退一時金相当額等の額を仮想個人勘定高に加算する取扱いも可能であること。《代替例参照》

(代替例) 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」(給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」(令第24条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「給与比例方式」(令第24条第1項第2号に掲げる方法)を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を増減改定する方法(規則第28条第2項第2号ロに規定する方法)を用いる方法)を用いている場合

(受換者に係る仮想個人勘定残高の取扱い)

第70条 本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときの受換者に係る仮想個人勘定残高は、第8条第1項の規定にかかわらず、当該脱退一時金相当額等の額とする。

(受換者に一時金として支給する老齢給付金の額の取扱い)

第71条 受換者に一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する老齢給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの(規則第32条の2の規定の趣旨を明確化するもの。)

(留意事項)

- この規定中「この規約により算定した額」とは、単に、第24条第5項の規定により算定した一時金として支給する老齢給付金の額を指すのではなく、第16条第3項から第6項までの規定に基づき給付の制限がなされる場合(当該規定を定めている場合に限る。)も勘案した額であること。《第16条代替例参照》

(脱退一時金相当額の支給の特例)

〔第72条〕受換者が本制度の加入者の資格を喪失した場合（死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。）において、当該受換者が、第26条に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同条の規定にかかわらず、当該受換者に対してその者に係る脱退一時金相当額等の額を支給する。

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の受給の要件及び脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第32条の3の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 受換者が、老齢給付金を受けるための要件を満たさずに、死亡により加入者の資格を喪失した場合には、当該受換者に係る脱退一時金相当額等を支給する必要はないこと。ただし、遺族給付金を支給する場合であって、受換者の遺族が遺族給付金の受給権を取得することとなる場合には、規約に基づき、遺族給付金を支給すること。
- この規定は、加入者であった期間があれば、必ず脱退一時金が支給されることとしている場合には、規約に定める必要はないこと。

(受換者に係る脱退一時金の額の取扱い)

第73条 受換者に支給する脱退一時金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの(規則第32条の2の規定の趣旨を明確化するもの)。

(留意事項)

- この規定中「この規約により算定した額」とは、単に、第27条の規定により算定した脱退一時金の額を指すのではなく、第16条第3項から第6項までの規定に基づき給付の制限がなされる場合(当該規定を定めている場合に限る。)も勘案した額であること。
《第16条代替例参照》
- この規定は、受換者に係る脱退一時金相当額が、第27条の規定に基づく脱退一時金の額を必ず上回る場合であっても、将来的な第27条の規定の変更(脱退一時金の額の算定方法の変更)等に備え、入念的に規約に定めておくこと。

(受換者に係る障害給付金の額の取扱い)

〔第74条〕受換者に支給する障害給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第32条の2の規定の趣旨を明確化するもの）。

(留意事項)

- この規定中「この規約により算定した額」とは、単に、第32条の規定により算定した障害給付金の額を指すのではなく、第16条第3項から第6項までの規定に基づき給付の制限がなされる場合(当該規定を定めている場合に限る。)も勘案した額であること。なお、第16条第1項(法第52条)の規定により、法令上当然に障害給付金が支給されない者については、そもそも、この規定の適用対象とならないこと《第16条参照》
- この規定は、受換者に係る脱退一時金相当額が、第32条の規定に基づく障害給付金の額を必ず上回る場合であっても、将来的な第32条の規定の変更(障害給付金の額の算定方法の変更)等に備え、入念的に規約に定めておくこと。
- 障害給付金の支給は任意であること(法第29条第2項)。

(受換者に対して一時金として支給する遺族給付金の額の取扱い)

〔第75条〕受換者の遺族に一時金として支給する遺族給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等のいずれか高い額とする。

2 受換者の遺族に年金に代えて一時金（年金として支給する遺族給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）として支給する遺族給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等のいずれか高い額とする。

(趣旨)

- 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第32条の2の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 第1項及び第2項中「この規約により算定した額」とは、単に、第36条第2項又は第37条第2項の規定により算定した（年金に代えて）一時金として支給する遺族給付金の額を指すのではなく、第16条第3項から第6項までの規定に基づき給付の制限がなされる場合（当該規定を定めている場合に限る。）も勘案した額であること。なお、第16条第2項（法第53条）の規定により、法令上当然に遺族給付金が支給されない者については、そもそも、この規定の適用対象とならないこと《第16条参照》
- この規定は、受換者に係る脱退一時金相当額が、第36条第2項の規定に基づく遺族給付金の額又は第37条第2項の規定に基づく遺族給付金の額を必ず上回る場合であっても、将来的な第36条第2項又は第37条第2項の規定の変更（一時金として支給する遺族給付金の額の算定方法の変更）等に備え、入念的に規約に定めておくこと。
- 遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。

(受換者となることができる加入者への事業主の説明義務)

第76条 事業主は、本制度の加入者の資格を取得した者が受換者となることができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る本制度の給付に関する事項その他脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

(趣旨)

- 令第50条の4第2項及び第93条第2項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 事業主が中途脱退者に説明しなければならない具体的な事項については、規則第89条の5第2項及び第142条第2項の規定並びに年金通算措置事務取扱準則第2の2(1)に定める基準によること。
- いわゆる「加入待期期間」を設けている確定給付企業年金においては、受換者となることができる者が実施事業所に使用されるに至ったときに、脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項を説明することが望ましいこと。なお、1年以上の加入待期期間を設けている確定給付企業年金においては、移換に係る申出の期限を超えるため、加入者の範囲及び加入者の資格取得の時期について特例を定めない限り、他制度から脱退一時金相当額等の移換を受けることができないこと。《第3条代替例7、第4条代替例7、第6条代替例5参照》

〔第3節 給付の支給に関する権利義務の移転〕

（他の確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転）

第77条 本制度の事業主は、本制度の加入者が、当該加入者の資格を喪失した〔日；日の翌日〕に別表第〇に掲げる他の確定給付企業年金（以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）の加入者となるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同日に、当該加入者に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金に移転する。

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務を移転する場合には、本制度の資産管理運用機関は、当該権利義務の移転があった日以後△月以内に、承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該加入者に係る最低積立基準額（当該権利義務の移転がされた日を事業年度の末日とみなして算定したものとする。）を移換する。

（趣旨）

- 法第79条第1項の規定に基づき実施事業所に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を他の確定給付企業年金に移転する場合（令第49条第2号に規定する場合に限る。）には、令第2条第2号の規定により、規約に定める必要があるもの。

（留意事項）

- 第1項中〔 〕内の規定のうち、「日」を採用した場合、当該資格を喪失した日当日は、二つの確定給付企業年金に加入することとなること。
- 第2項の規定は、承継確定給付企業年金に移換する積立金の額を権利義務が移転される者に係る最低積立基準額とする場合の例であり、当該積立金の額は合理的に定められていけばよいこと。また、積立金の移換期限を明確に定めること。
- 権利義務の移転には厚生労働大臣の承認が必要であること（法第79条第1項）。

(厚生年金基金への給付の支給に関する権利義務の移転)

第78条 本制度の事業主は、本制度の加入者が、当該加入者の資格を喪失した〔日；日の翌日〕に別表第〇に掲げる厚生年金基金の加入員となるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同日に、当該加入者に係る給付の支給に関する権利義務を当該厚生年金基金に移転する。

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務を移転する場合には、本制度の資産管理運用機関は、当該権利義務の移転があった日以後△月以内に、当該厚生年金基金に当該加入者に係る最低積立基準額（当該権利義務の移転がされた日を事業年度の末日と見なして算定したものとする。）を移換する。

(趣旨)

- 法第107条第1項の規定により実施事業所に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を厚生年金基金に移転する場合（令第73条第1項において準用する令第49条第2号に規定する場合に限る。）には、令第2条第2号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1項中〔 〕内の規定のうち、「日」を採用した場合、当該資格を喪失した日当日は、確定給付企業年金と厚生年金基金の両方に加入することとなること。
- 第2項の規定は、厚生年金基金に移換する積立金の額を権利義務が移転される者に係る最低積立基準額とする場合の例であり当該積立金の額は合理的に定められていればよいこと。また、積立金の移換期限を明確に定めること。
- 権利義務の移転には厚生労働大臣の承認が必要であること（法第107条第1項）。

〔第4節 給付の支給に関する権利義務の承継〕

(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第79条 本制度の事業主は、別表第〇に掲げる他の確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の加入者が、当該移転確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した〔日；日の翌日〕に本制度の加入者となるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同日に、当該加入者の給付の支給に関する権利義務を移転確定給付企業年金から承継する。

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務が承継される場合には、本制度の資産管理運用機関は、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該加入者に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により移転確定給付企業年金から給付の支給に関する権利義務が承継された加入者に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間と移転確定給付企業年金における加入者期間とを合算した期間とする。

(趣旨)

- 法第79条第2項の規定により他の確定給付企業年金の実施事業所に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（令第49条第2号に規定する場合に限る。）には、令第2条第2号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1項中〔 〕内の規定のうち、「日」を採用した場合、当該資格を喪失した日当日は、二つの確定給付企業年金に加入することとなること。
- 権利義務の承継には厚生労働大臣の承認が必要であること（法第79条第2項）。
- 移転確定給付企業年金における加入者期間を合算することを規約に定める必要があること（令第50条第8項及び規則第89条の2）。

(厚生年金基金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第80条 本制度の事業主は、別表第〇に掲げる厚生年金基金の加入員が、当該厚生年金基金の加入員の資格を喪失した〔日；日の翌日〕に本制度の加入者となるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同日に、当該加入員の給付の支給に関する権利義務を当該厚生年金基金から承継する。

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務が承継される場合には、本制度の資産管理運用機関は、当該厚生年金基金から当該加入員に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により厚生年金基金から給付の支給に関する権利義務が承継された加入員に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間と当該厚生年金基金における加入員期間とを合算した期間とする。

(趣旨)

- 法第110条の2第3項の規定に基づき厚生年金基金の設立事業所に使用される加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（令第73条第2項において準用する令第49条第2号に規定する場合に限る。）には、令第2条第2号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1項中〔 〕内の規定のうち、「日」を採用した場合、当該資格を喪失した日当日は、確定給付企業年金と厚生年金基金の両方に加入することとなること。
- 法第110条の2第3項の規定により、権利義務の承継には厚生労働大臣の承認が必要であること。
- 令第73条第4項及び規則第125条の2第7項の規定により、厚生年金基金における加入員期間を合算することを規約に定める必要があること。

第9章 終了及び清算

(制度の終了)

第81条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに終了する。

- 一 法第84条第1項の規定による承認があったとき。
- 二 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。
- 三 法第102条第3項又は第6項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 事業主は、前項第1号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた旨を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(趣旨)

- 法第4条第8号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第83条第1項及び第84条第3項の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(終了時の掛金の一括拠出)

第82条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。

(趣旨)

- 法第4条第8号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの(法第87条の規定の趣旨を明確化するもの。)

(支給義務の消滅)

第83条 事業主は、本制度が終了したときは、本制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第61条第2項、第62条第2項、第63条第2項若しくは第64条第2項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(趣旨)

- 法第4条第8号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第88条の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(清算人)

第84条 本制度の清算人は、本制度が終了したときに、事業主（{事業主が法第86条第2号に該当したことにより本制度が終了した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人；事業主が死亡したことにより本制度が終了した場合にあってはその相続人}）が選任した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

- 一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
- 二 本制度が第81条第3号の規定により終了したとき。
- 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 清算人の職務の執行に要する費用は、事業主が負担する。

(趣旨)

- 法第4条第8号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 規約にあらかじめ清算人となる者を定めておくことは困難と認められることから、清算人の選任権者を規定しておくことで足りること。ただし、事業主が、法第84条第1項の規定による終了の申請をするとき又は法第86条各号に該当することが明らかとなっているときは、法第89条第1項の規定の趣旨に則り、事前に規約に清算人となる者を定める規約変更承認申請をすること。なお、確定給付企業年金を終了した日において規約に清算人となる者が定められていない場合には、清算人の選任権者は、遅滞なく、清算人を選任し、規則第102条の規定に基づき清算人が就任した旨を地方厚生局長等に届け出ること。
- 事業主、法第90条第5項の規定により解任された当該確定給付企業年金の清算人及び事業主である法人の役員は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができないこと（法第89条第3項及び令第55条）。

(残余財産の分配)

- 第85条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配する。
- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 残余財産の額が、本制度が終了した日（以下この条において「終了日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。）を上回る場合 次に掲げる額を合算した額
- イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の（1）に掲げる額を（2）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- （1）各終了制度加入者等に係る終了日の〔最低積立基準額；責任準備金の額〕
- （2）終了日の〔最低積立基準額；責任準備金の額〕
- 二 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合 残余財産の額に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- ロ 終了日の最低積立基準額
- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(趣旨)

- 法第4条第8号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第2項第2号の規定は、令第57条第1項第2号イの方法（加入者及び受給権者等に均等に分配する方法）により分配する場合の例であること。
- 第2項第1号ロの按分率（（1）に掲げる額を（2）に掲げる額で除して得た率）は、公平かつ合理的に定めること（規則第99条）。

(代替例) 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合に、規則57条第1項第2号ロの方法（受給権者等を優先して分配する方法）により分配するとき

第85条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合 次にイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 終了日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者

(以下この号において「受給権者等」という。) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額。ただし、各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の総額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該残余財産の額に次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(1) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額

(2) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の総額

ロ 終了日における加入者(受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。) 残余財産を受給権者等に分配した後の残余に次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(1) 各加入者に係る終了日の最低積立基準額

(2) 各加入者に係る終了日の最低積立基準額の総額

3 (略)

(企業年金連合会への残余財産の移換)

第86条 終了制度加入者等（本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(趣旨)

- 法第4条第8号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第1項中「事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者」とは、全ての終了制度加入者等から、確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者及び遺族給付金の受給権を有していた者を除いた者を指し、当該終了した日において老齢給付金の受給権を有していた者には限られないこと。なお、この解釈は、「支給に関する義務を負っていた者」(法第91条の3第1項)と「受給権を有していた者」(法第91条の4第1項及び第91条の5第1項)との語義の違いから導かれること。
- 企業年金連合会が、法第93条の2第2項第1号又は第2号に規定する業務を行っている場合にあつては、法第91条の4第1項、第2項及び第4項並びに第91条の5第1項、第2項及び第7項の規定に関する事項を規約に定める必要があること。